

第4章 こども施策の展開

【第1】ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ① こどもの権利
- ② 人権教育、人権啓発活動等

▼現状と課題

- こども・若者は社会をともにつくっていく権利主体であることから、十分な社会参画の機会を保障する必要があります。
- こどもが自らの権利について学び、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- その人自身は悪くないのに、偏見や差別によって生きづらさが生まれてしまうのは大きな課題だと思う。誰もが違いを持っていることが当たり前だという意識をみんなにもってほしい。
- 自分の何気ない言葉や偏見で、深く傷つく人がいるのは事実。もっとお互いを受け入れることを大切にしていける教育をしていかないとダメだと思う。
- 小さい頃から、人の気持ちや立場を考えて行動することの大切さを学ぶ機会が必要だと思います。

▼対応方針

- こども・若者は生まれながらに権利の主体であることを社会全体で共有します。
- こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を、社会全体で後押しします。
- 思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的扱いを受けることがないようにします。
- 貧困、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利侵害からこども・若者を守ります。
- こども・若者の自他の人権を大切にする態度や行動力を育成します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5 年度)	目標値 (R11 年度)
人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	小 99.0% 中 97.6% 高 90.8% 特 100%	毎年度 100%
人権啓発講座等参加人数	25,248 人	30,000 人

1

こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

① こどもの権利

ア こどもの権利条約の普及啓発

(健康福祉部 こども政策課／教育委員会 教育政策課)

県内のこどもや若者に対し、こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)の趣旨や内容を周知します。

また、学校において、「こどもの権利」に対する教職員の理解を促進し、こどもの意見を表明する権利について周知します。

▼具体的な取組

- こどもをめぐる人権問題やこどもの権利条約について、県のホームページで周知、啓発
- こどもの権利条約の趣旨や内容を周知するためのチラシの作成
- 県内幼稚園・保育園等、小中高等学校、関係団体等へのチラシを活用した周知の促進
- 「人権教育の手引き」の活用や教員研修の実施により、こども・若者の自他の人権を大切に
する態度や行動力を育成

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

② 人権教育、人権啓発活動等

ア 人権啓発活動の実施

(健康福祉部 地域福祉課)

人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

▼具体的な取組

- 法務省の地方委託事業を活用して、人権に対する理解を深めるための講演会の開催など、人権啓発活動を実施
- 企業や学校、地域、行政など幅広い団体が開催する人権啓発研修への講師派遣(出前人権講座)による人権意識の高揚

イ 人権教育の推進

(くらし環境部 県民生活課／教育委員会 教育政策課)

個人の尊厳を認め合う人間を育成するため、「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」を目標に、家庭、学校、社会等のあらゆる場において、人権教育の充実に努めます。

また、誰もが社会の中で尊重され、自由に活動でき、快適に暮らせる社会が共通の認識となるよう「心のバリアフリー」を促進していきます。

▼具体的な取組

- 人権教育における指導力向上のため、社会動向等新たな情勢も踏まえた担当者研修会の実施、「人権教育の手引き」の作成と配布
- 人権教育啓発のための指導方法の研究
- 人権教育の充実に向け、市町の人権教育活動を支援(市町人権教育連絡協議会の活動費の助成、人権啓発指導者養成講座、人権教育に関する調査、研究の実施)
- 小中学校を中心に、ユニバーサルデザインの理念や知識等を学ぶユニバーサルデザイン出前講座を実施

ウ 道徳教育の推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

▼具体的な取組

- 道徳教育研修会や学校訪問等により、道徳の授業づくりを支援
- 各校種の教務主任連絡協議会等で「特別の教科道徳」の内容を取り上げ、一人ひとりが学校生活の中で道徳性を養えるように、学校における道徳教育の指導方針を明確化した全体計画の作成・活用を促進

【第1】ライフステージを通じた施策

2

新たな社会を創造する人材を育むための
多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

- ① 遊び・体験活動、読書活動の推進
- ② 生活習慣の形成・定着
- ③ こどもの豊かな成長を支えるまちづくり
- ④ グローバル社会で活躍できる人材の育成
- ⑤ 持続可能な社会の創り手の育成
- ⑥ 外国につながるこども・若者の教育・支援等
- ⑦ 男女共同参画の推進・性の多様性理解の促進

▼現状と課題

- こども・若者の健やかな成長の原点として、遊びや体験活動・学びの機会を保障することが重要です。
- 全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じた多様な遊びや体験活動の機会が創出できるよう、地域資源の活用や指導者養成の充実が必要です。
- こどもが心身ともに健やかに成長するために、理想的な生活習慣を身につける必要があります。
- こどもや子育て当事者の目線に立った子育てに優しい住まいやまちづくりが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた海外との交流や外国人留学生の受入は、回復途上にあり、更なる国際交流の推進が必要です。
- 予測困難な現代において、未来を切り拓き、持続可能な新たな社会を創造する力を育成する必要があります。
- 日本語支援を必要とする外国につながるのあるこども・若者は、日本語運用能力の未熟さから学習活動が困難になるケースが多く、保護者への対応も難しいことから、きめ細かな支援を一層充実させる必要があります。
- こども・若者が国籍や性別に関わらず、一人ひとりが持っている可能性を伸ばし、自らの夢を実現できるよう、多様性に関する理解を深めるための教育・学習の一層の充実を図る必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- 小さな子から大きな子も自由に遊ぶことのできる公園や施設がほしい。
- 外国人のこども・若者と交流する機会があると良い。外国の人たちについて、当事者と実際に触れ合って学ぶ機会が必要だと思います。
- ジェンダー差別はやめて、明るい未来にしたい。
- LGBTQ+についてはそれさえ受け入れてくれるような世の中になれば個人の個性も受け入れてもらいやすくなり差別が無くなってくれと信じたいから。私は私の個性を受け入れてもらいたい。少しでも生きやすい世の中になってほしい。

▼対応方針

- 創造／想像力・好奇心・思いやり・やり抜く力など、多様なスキルを育むための遊び・体験活動・学びの機会を提供します。
- 自然体験や文化芸術体験のための青少年教育施設の充実や、青少年指導者等の確保と資質向上を図ります。
- 生活習慣の形成・定着のための啓発等を行います。
- 国内外の多様な人々と共生し、国際的な視野を持って地域の将来を考える力を育成するための取組を進めます。
- 社会や地域等の課題を見だし、他者と協働して解決の道筋を探る探究的な学び等、主体的な学びを推進します。
- 外国につながるのあるのこども・若者とその保護者に対し、就学を支援し、安心して過ごすことができるよう言語支援と教育支援を推進します。
- 男女共同参画に関する広報・啓発活動を展開するとともに、性的マイノリティに対する理解増進等を推進します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
青少年指導者の級位認定者数	認定者数 1,344 人	認定者数 1,800 人
児童生徒が「土・日曜日や夏休み、冬休み等に「自然体験」又は「野外活動」をしたことがある」と答えた割合	小 38.2% 中 22.0% 高 18.8% 特 31.3%	毎年度 小 40% 中 25% 高 20% 特 35%
栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合	幼児 42.8% 小 6 46.0% 中 2 41.5% 高 2 42.6%	幼児 55.0% 小 6 55.0% 中 2 55.0% 高 2 55.0% (R17 年度)
中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル以上の英語力を達成した中高生の割合	中学 36.3% 高校 55.7%	中学 50.0% 高校 60.0%
外国人児童生徒等に対して必要な支援が実現できている学校の割合	小 89.9% 中 95.7% 高 100%	毎年度 100%
SNS を通じた「やさしい日本語」による情報発信件数	112 件	120 件
固定的な性別役割意識にとらわれない男性の割合	60.7%	80% (令和 7 年度)

2

新たな社会を創造する人材を育むための
多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

① 遊び・体験活動、読書活動の推進

ア 幼児教育の充実

(健康福祉部 こども未来課)

県内全ての保育者及び市町の幼児教育アドバイザー等の資質向上を図ります。

▼具体的な取組

- 市町幼児教育指導者研修や県の幼児教育サポートチームの訪問指導を通じて、県内全ての保育者及び市町の幼児教育アドバイザー等の資質向上を推進

イ 保育の質の向上

(健康福祉部 こども未来課)

こどもの健全な心身の発達を図るため、質の高い保育を推進し、良好な成育環境を確保します。

▼具体的な取組

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、1歳児配置加算を実施
- 0歳から2歳児までの乳幼児において、保育施設へのこどもの受入促進と保育の質の向上を図るため、保育士の手厚い配置に対して支援
- 専門性の高い指導的役割を担う保育士の養成を目的とした保育士等キャリアアップ研修の実施
- 保育士の負担軽減及び保育の質の向上を目的とした、業務見直しやICT活用に係る巡回支援の実施

ウ 遊び・体験活動の推進と指導者養成

(健康福祉部 こども未来課／教育委員会 社会教育課)

地域における体験活動の機会や異学年・異世代との交流の場を創設することにより、こどもたちの豊かな人間性を育みます。

また、次代を担う心身たくましい青少年を育成するため、県内の青少年団体に、青少年指導者育成事業の委託等、青少年指導者の確保と資質の向上を図ります。

▼具体的な取組

- 寄付金を活用し、小・中学生を対象にした宿泊・体験活動を実施する地域の民間団体の活動を支援
- 青少年の自然体験活動等を安全かつ効果的に実施するため、施設内の管理及び施設周辺的环境整備を実施
- 青少年指導者の認定事業を実施し、活動意欲の向上を推進
- 地域での体験活動や異学年・異世代との交流活動を行う団体の活動を支援

エ 自然体験活動の推進

(くらし・環境部 環境ふれあい課／経済産業部 農産振興課／交通基盤部 河川企画課／教育委員会 社会教育課)

青少年の自然体験活動等を安全かつ効果的に実施するため、施設内の管理及び施設周辺的环境整備を行います。

また、本県の豊かな自然環境を後世に継承していくため、自然との共生に対する意識を啓発します。

▼具体的な取組

- 県立青少年教育施設の運営
- 青少年の自然体験活動の推進
- 高校生によるわさび田での生物多様性調査を通じて、静岡水わさびの魅力を周知
- 花に触れる機会を提供するため、幼稚園や学校が行う園芸講座等へ講師を派遣
- 自然体験プログラムを充実し、自然と直接ふれあう場や体験学習の機会を提供
- 河川利用を促進し、地域における体験活動の充実を図るため、川や水辺に関する情報の提供や資機材の貸出しなど、こどもたちの安全で充実した活動への支援

オ 文化芸術活動の推進

(スポーツ・文化観光部 文化政策課・文化財課／経済産業部 お茶振興課)

こどもの感性や創造性を育む取組を進め、本県の次代の文化芸術を担う人材を育成します。

▼具体的な取組

- 県内のプロオーケストラや静岡県舞台芸術センター(S P A C)と連携した学校への出張公演
- 体験・創造型講座「ふじのくに子ども芸術大学」や、県有文化施設の特色を活かした体験型講座の開催
- 「演劇の都」構想に基づき、次世代の演劇界で活躍する人材を育成するための高校生等を対象としたS P A C演劇アカデミーの開講
- 学校と連携した出前・体験授業の実施による伝統・歴史に培われた文化財の保存活用と、それを支える人材の育成
- こどもや若者がお茶について楽しく学べる場の提供と、小中学校等の「ふじのくに茶の都ミュージアム」の施設利用の促進

カ 「読書県しずおか」づくりの推進

(教育委員会 社会教育課)

県民一人ひとりが、生涯を通じて読書を楽しむ習慣を確立する「読書県しずおか」の構築に向け、成長過程に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等に取り組みます。また、多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習の充実に向けた取組を進めます。

▼具体的な取組

- 地域の読書ボランティアリーダー及び学校等の読書活動コーディネーターとして活躍する静岡県子ども読書アドバイザーの養成・育成のため、養成講座及び資質向上を目的とした研修の実施
- 成長過程に応じた4段階の読書啓発資料「本とともにだち」を作成し、該当する県内すべての保護者やこどもに配布
- 静岡県の高校生の本に対する興味や関心を高め、表現力を磨くとともに、自主的に読書活動に取り組む気運を醸成するため、高等学校ビブリオバトルを実施

2

新たな社会を創造する人材を育むための
多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

② 生活習慣の形成・定着

ア 生活習慣の啓発

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

「早寝・早起き・朝ごはん」等、理想的な生活習慣を身につけるための啓発活動を行います。

▼具体的な取組

- 「早寝・早起き・朝ごはん」に関する啓発資料の作成、配布
- 「ママごはん」等の冊子に「早寝・早起き・朝ごはん」に関する情報を掲載

イ 学校給食の充実

(健康福祉部 健康増進課／教育委員会 義務教育課・特別支援教育課・健康体育課)

栄養バランスのとれた学校給食を提供し、「生きた教材」として活用を図ることで、食に関する指導を効果的に行います。

また、保育所等において継続的に食事を提供する特定給食施設に対し、適切な指導や助言、情報提供を行います。

▼具体的な取組

- 栄養教諭、学校栄養職員、食育担当者を対象とした資質向上を図るための研修・講習の充実
- 学校給食を「生きた教材」として活用し、学校全体で食育に取り組むため、食に関する指導の全体計画の作成と活用を推進
- 管理栄養士・栄養士が未配置の特定給食施設に対し、必要な情報提供、相談対応、指導等の実施
- 学校給食の調理場への衛生管理等に関する訪問指導の充実

ウ 食育の推進

(健康福祉部 こども未来課・健康増進課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

成長過程にあるこどもが望ましい食習慣を身につけられるよう、学校の教育活動を通じて家庭や地域と連携し、食習慣改善のための取組を推進します。

食に関する体験を通して、食への関心を高め、望ましい食生活を自ら実践できる力を身につけるための食育を推進します。

▼具体的な取組

- 栄養教諭、学校栄養職員、食育担当者を対象とした資質向上を図るための研修・講習の充実
- 学校給食を「生きた教材」として活用し、学校全体で食育に取り組むため、食に関する指導の全体計画の作成と活用を推進
- 保育所等における食育の取組事例を関係者で共有し、より効果的な取組の推進
- リーフレットや絵本の作成及び活用を通じて、児童生徒が栄養バランスや咀嚼の大切さ等の望ましい食生活に関する知識を習得できる取組の実施
- 減塩や野菜摂取に配慮した料理をつくる体験や茶葉で入れた緑茶を飲む体験等を通じて、こどもが食と健康の関わりや静岡の食文化を学ぶ機会の提供
- 地域の子ども会活動において、地元農家等の協力による農作業体験や調理体験により、こどもたちが農業や食への理解を深める食育体験教室の実施

2

新たな社会を創造する人材を育むための
多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

③ こどもの豊かな成長を支えるまちづくり

ア こども・子育てに優しいまちづくり

(交通基盤部 建築企画課・道路整備課・道路保全課・河川海岸整備課・公園緑地課)

誰もが安全で快適に移動しやすい道路環境の確保に向け、歩道の整備、歩道の段差解消等の歩行空間のバリアフリー化を推進するとともに、貴重な自然空間である河川、海岸敷地を潤いある水辺空間として有効活用するため、公園や遊歩道を整備します。

また、県営都市公園の管理運営を進めるとともに、県有建築物にユニバーサルデザインの理念を取り入れた整備を推進します。

▼具体的な取組

- 歩道の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善
- 水辺空間の親水公園や遊歩道の整備
- 県営都市公園の整備と適正な維持管理・運営
- 県有施設等へのユニバーサルデザインの導入、利用しやすい建物の整備

イ こども・子育てに優しい住まい

(くらし・環境部 住まいづくり課・公営住宅課)

子育て世帯および若者夫婦世帯が仕事と子育ての両立を実現できる住宅環境の整備を推進します。

▼具体的な取組

- 住宅の購入や改修等に係る公的支援の情報提供
- 家事・子育て等の負担を軽減するための住宅リフォームを支援
- 公営住宅において、子育て世帯や若者夫婦世帯に対する当選確率優遇、優先枠設定などの優先入居を実施

2

新たな社会を創造する人材を育むための
多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

④ グローバル社会で活躍できる人材の育成

ア 多文化共生社会の実現

(企画部 多文化共生課／教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

多文化共生意識の醸成やさらなる定着のために、外国人県民と日本人県民がお互いの文化や習慣を理解し、多様性を認め合う交流や学ぶ機会を創出するとともに、次代を担うこどもたちの育成を図ります。

次代を担うこどもたちをはじめ、県民の多文化共生に対する理解を推進します。

▼具体的な取組

- 国や県、各種団体の国際交流に関する事業を各校に活用できるように周知
- 国際交流員等による県内小・中・高等学校、公民館等での多文化理解講座の実施
- 児童生徒、学生、青年の国際交流や多文化理解のための取組の実施
- 「人権教育の手引き」の活用や教員研修の実施により、こども・若者の自他の人権を大切に
する態度や行動力を育成

イ グローバル教育の推進

(教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課)

県内高校生の海外留学や海外研修を促進し、海外インターンシップを実施することで、各学校のグローバル教育の充実を図り、静岡県で育ち、学び、将来真に国際社会で活躍できる人材を育成します。

また、語学力、幅広い教養、問題解決力等の国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーを育成するとともに、社会総がかりで高校生留学を促進します。

グローバル化への対応に向けて、国際社会において自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションを図る能力を育成するための取組を進めます。

▼具体的な取組

- 多文化共生、ものづくり産業等、本県社会・産業の特性等について探究を行う高校生の留学を支援
- 県内企業と連携した海外インターンシップを実施

- ふじのくに国際高校において、探究的学習を特化とする国際バカロレア教育の令和8年度導入を目指し準備
- 企業・団体等から寄附金を募り、「ふじのくにグローバル人材育成基金」に積み立て、グローバル人材の育成等に活用
- 県内の経済、産業、教育、行政など各分野の青年代表が、中国浙江省の青年との交流を通して、相互理解と信頼関係を深め、人脈形成や情報交換等を行うことにより、発展的協力関係を築くことを推進
- モンゴル国及びドルノゴビ県との高校生相互交流
- モンゴル国との指導主事相互交流
- 外国につながる児童・生徒が、母国のことを誇りに思い、大切にする気持ちを育てるための母国の文化や生活について学ぶ機会、紹介する機会の提供

ウ 外国語教育推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

英語教育における言語コミュニケーション能力を身につけ、会話、聞き取り能力を向上させることにより、国際化社会に対応した国際人の育成に資する。また、静岡型英語教育として、教員研修や小学校専科指導教員(英語)の配置等により、外国語教育の充実を図ります。

▼具体的な取組

- 生徒の英語での表現力・発信力の向上並びに論理的な思考力、批判的な思考力の育成を図るため、英語ディベート大会(県大会)等を開催
- 外国人外国語講師(A L T)を招致
- 外国語教育に携わる小・中学校教員やA L Tなど、指導人材に応じた研修の実施
- 小学校専科指導教員(英語)の配置や、小学校教員採用試験における英語免許保有者に対する加点制度や高等学校ネイティブ英語教員採用試験の実施
- 外部人材(留学生等)を活用した学習支援による授業手法の検証

2

新たな社会を創造する人材を育むための
多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

⑤ 持続可能な社会の創り手の育成

ア 理系教育の推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課)

理科教育に興味・関心を持ち、科学的に探究する能力等を育成するため、理科教育振興法に基づき、理科教育(観察・実験)の振興・充実を図ります。

また、医療人材育成のエキスパート校に対して、医療人材育成プログラムの実践により、地域から医療人材育成校として認知される学校を目指します。

▼具体的な取組

- 興味関心・意欲を喚起するための体験機会の充実
- 理科教員に対する研修による理科教育の一層の推進
- 理数科の設置校を「サイエンススクール」に指定し、理数教育の推進
- 文部科学省が指定する「スーパーサイエンスハイスクール」における先進的な科学技術、理科・数学教育を通じた生徒の科学的な探求能力の育成
- 国の補助金を活用し、観察・実験に係る理科教育設備(計量器、実験機械器具、野外観察調査用具、標本、模型等)の購入・更新等の実施
- 県内大学や研究機関と連携した医療人材育成プログラム「チーム・メディカル」を、より高度な形に発展

イ 次世代 ICT 人材育成

(経済産業部 産業イノベーション推進課／教育委員会 義務教育課・高校教育課)

本県の未来を支える小中高校生の育成を目的にプログラミングコンテスト及び各種イベントを実施します。

▼具体的な取組

- デジタルに関心を持つ層の裾野を拡大するため、小中高校生を対象としたジュニアプロコン(プログラミングコンテスト)を実施
- ジュニアプロコンで優秀な成績を修めた生徒を対象に、更なるスキルアップを目的としたプログラミングキャンプイベントを実施
- ジュニアプロコンで優秀な成績を修めた生徒をメンバーとするコミュニティを形成し、コミュニティの活性化を目的とした勉強会や交流会を実施
- 「高度デジタル人材の育成」のための高校におけるカリキュラムの開発・普及

ウ アントレプレナーシップ教育等の充実

(経済産業部 産業イノベーション推進課／教育委員会 高校教育課)

県内の高校生に対し、より良い社会の形成に必要な「新たな価値を生み出す創造力」やイノベティブな思考を持ったアントレプレナーの育成を行います。やりたいことを実現する手段として、起業という選択肢を持ってもらい、将来のアントレプレナー創出につなげます。

また、未来志向の産業界が中核となり、地元自治体等と連携して、地域における人材育成と成長産業化のエコシステムを確立します。

▼具体的な取組

- ビジネスプランのアイデアを持つ県内高校生に対し、起業を体感するプログラムの実施
- 産官学が連携した高卒理工系人材育成システムの構築

2

新たな社会を創造する人材を育むための
多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

⑥ 外国につながるこども・若者の教育・支援等

ア 外国人児童・生徒の就学支援

(企画部 多文化共生課／教育委員会 義務教育課)

外国人のこどもの就学状況を調査し、就学を促進します。

▼具体的な取組

- 外国人児童生徒の就学状況を調査するとともに、不就学者に対する就学案内の強化など、市町における就学促進の取組を支援

イ 外国につながるこども・若者への教育支援

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

本県の外国人児童生徒数は、年々増加する傾向にあります。このため、日本語指導を要する児童生徒に対し、習熟度に応じた日本語指導及び個々の生徒の実情に応じたキャリア形成支援を行います。

学齢超過で来日したこどもや学び直しを希望するこどもに学びの機会を提供します。

▼具体的な取組

- 小中学校への外国人児童生徒相談員等の派遣や日本語指導のための非常勤講師の配置により、外国人児童生徒への教育の充実を推進
- 外部支援員による日本語の直接指導、教科内容を理解するための支援及び補助的作業、学校から保護者への連絡の通訳等、生徒や保護者からの相談への対応や支援
- 外国にルーツを持つ生徒が、日本社会との接点を増やし将来の進路に希望をもって学習に取り組むため、生徒個々の状況に応じたキャリア教育や日本語支援、また職業体験等を実施
- 日本語の支援が必要な児童生徒及び保護者に対して支援員を派遣し、通訳などのサポートを推進
- 市町教育委員会と連携し、日本語の支援が必要な児童生徒の支援の充実を推進
- 「ふじのくに中学校(夜間中学校)」への案内
- 教育活動における日本語教育の充実

ウ 外国につながるこども・若者への生活支援

(企画部 多文化共生課)

外国人県民が安全・安心に生活できるようにするために、必要な基礎的情報を多言語で提供します。また、個々の状況に応じた的確な相談窓口や関係機関につなげます。

▼具体的な取組

- SNS等により多言語及びやさしい日本語で、生活情報、県からのお知らせ、日本の生活・文化などの情報提供
- 外国人相談窓口や関係機関と連携し、相談内容に応じて必要な窓口を案内

エ 地域日本語教育の推進

(企画部 多文化共生課)

外国人のこども・若者を含む外国人等に対する地域の日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを行います。また、やさしい日本語の普及を通じてコミュニケーションの円滑化を図るとともに、お互いを思いやる気持ちを育みます。

▼具体的な取組

- 地域日本語教育コーディネーター等を配置し、県内の地域日本語教育体制を整備
- 市町の実情に合わせた様々な地域日本語教育の取組に対する補助の実施
- やさしい日本語の普及・活用促進

オ 多文化共生意識の醸成

(企画部 多文化共生課／教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

外国人県民と日本人県民がお互いの文化や習慣を理解し、多様性を認め合うため、交流や学ぶ機会を創出します。

▼具体的な取組

- 国際交流員等による県内小・中・高等学校、公民館等での多文化理解講座の実施
- 市町と連携しJETプログラムの取組を推進
- 児童生徒、学生、青年の国際交流や多文化理解のための取組の実施
- 「人権教育の手引き」の活用や教員研修の実施により、こども・若者の自他の人権を大切にする態度や行動力を育成

2

新たな社会を創造する人材を育むための
多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

7 男女共同参画の推進・性の多様性理解の促進

ア 男女共同参画の推進

(くらし・環境部 男女共同参画課)

男女共同参画に関する県民の理解を深めるため、様々な媒体を通じて、対象となる年代、性別、分野に応じた分かりやすい広報・啓発活動を展開します。

▼具体的な取組

- 男女共同参画に関する県、市町、民間の情報を集め、その視点から地域の課題解決を促進
- 男女共同参画をめぐる国際的な指標や、静岡県における状況を、広く県民へ発信

イ 性の多様性理解の促進

(くらし・環境部 男女共同参画課／教育委員会 教育政策課)

性の多様性に関する理解を促進するとともに、こども・若者への性の多様性を踏まえたきめ細かな対応を推進します。

▼具体的な取組

- 性の多様性に関する理解促進のため、図書館を活用し啓発
- セクシュアリティに起因する生きづらさや生活の様々な場面での困難を解消するための相談体制の整備
- 「人権教育の手引き」の活用や教員研修の実施により、こども・若者の自他の人権を大切にする態度や行動力を育成

【第1】ライフステージを通じた施策

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ① 性や妊娠に関する正しい知識の普及・健康管理の促進
- ② 妊娠期から子育て期を通じた保健・医療の提供
- ③ 相談・支援体制の整備
- ④ 慢性疾病・難病・小児がん等患者への支援

▼現状と課題

- 核家族化や地域との関わりの希薄化等により、身近に支援者がいないまま妊娠・出産を迎える母親も多くなってきていることから、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組の推進が必要です。
- 誕生前から、新生児、乳幼児期、学童・青年期への切れ目のない保健医療の提供体制や相談体制等を整備していくことが必要です。
- 慢性疾病や難病を抱え、治療が長期間にわたり身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれているこども・若者やその家族を支援するための取組が必要です。

▼こども・若者の“こえ”

- 小児がん治療中のこどもが、安心して元いた学校に戻れるようにしてほしい。具体的には、病弱児として支援員をつけて欲しい。感染対策もできておらず、こども同士の事故で怪我をしたりすることが多い。長い入院で勉強も遅れがち。
- 病気を治してあげないと一生苦しむかもしれないし死んでしまうかもしれないから解決したいと思います。

▼対応方針

- プレコンセプションケアに関する知識について、理解促進を図ります。
- 母子の健診体制や妊娠期から子育て期まで切れ目のない医療提供体制を構築し、安心してこどもを産み育てることのできる環境整備を進めます。
- 市町や地域における関係機関と連携し、医療が必要なこどもへの相談や支援体制を整備し、医療との連携強化に取り組みます。
- 慢性疾病や難病を抱えているこども・若者やその家族を支援します

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
プレコンセプションケアに関する講演会参加者数	58 人	80 人
4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数(人)	51.5 人	毎年度 45 人以下
産婦健康診査受診率	89.9%	100%
包括的な支援体制の整備を行った市町数	14市町 (R6年度)	35市町 (R10年度)
小児がん拠点病院及び小児がん連携病院の数	4	4

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

① 性や妊娠に関する正しい知識の普及・健康管理の促進

ア プレコンセプションケアの推進

(健康福祉部 こども未来課・感染症対策課・健康増進課)

プレコンセプションケアについて広く県民に啓発し、将来の妊娠や出産のための健康づくりや身体管理に取り組めるための支援を行います。

思春期における不適切な性行動、喫煙や薬物乱用は、健康障害をもたらすことから、助産師、保健師の専門相談員に加え、同世代のカウンセラーが思春期特有の悩みに関して相談できる体制を整備し、思春期の健康障害の予防を図ります。

性感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、検査相談体制を整えます。

▼具体的な取組

- 県民、市町及び健康福祉センター職員、学校関係職員等に対する講演会及び研修会の開催
- 普及啓発媒体の作成
- NPO 法人リプロダクティブヘルス研究会に委託した電話相談、面接相談及びメール相談の実施
- 性感染症の発生動向の把握及び検査、普及啓発の実施
- 母子健康手帳交付時等に合わせた、妊娠中の喫煙リスクに関する知識の普及啓発の実施

イ 学校における性教育

(教育委員会 健康体育課)

学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を継続して実施します。

▼具体的な取組

- 教職員を対象とした性に関する指導の知識を深める研修会の開催
- 全教育活動を通じた性に関する指導の基本的な考え方や指導のあり方などの計画的・組織的共通理解の促進
- 外部講師(産婦人科医、助産師など)を活用した指導の実施

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

② 妊娠期から子育て期を通じた保健・医療の提供

ア 基礎疾患のある妊産婦等への相談支援

(健康福祉部 こども未来課)

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の医薬品の使用に関する相談支援を推進します。

▼具体的な取組

- 基礎疾患のある妊産婦、妊娠を希望する女性、授乳中であって医薬品による治療を必要とする女性等を対象に妊娠と医薬品の使用に関する相談の実施

イ 周産期メンタルヘルスケアの推進

(健康福祉部 こども未来課)

核家族化や産後の早期退院化により、出産直後から母親が一人で育児をするケースが増え、母親が満足に健康回復できない、育児不安が増す等の問題が生じています。こうした母親に対して市町が行う産後ケア事業の推進及び妊娠期からの保健指導と妊産婦に関わる行政と医療の連携体制の構築を図ります。

▼具体的な取組

- 関係機関の連携体制整備を目的とした協議会、検討会の開催
- 母子保健関係職員等を対象とした研修会の開催

ウ 周産期医療・小児医療の体制整備

(健康福祉部 地域医療課)

妊婦健康診査による安全・安心なお産の確保とともに、妊娠、出産に係るリスクに対応する周産期医療体制を確保します。

小児患者の症状に応じた対応と家族の支援のほか、医療機関の役割分担と連携による地域における小児医療体制を整備します。

▼具体的な取組

- 電話で医師や看護師等に相談できる「静岡こども救急電話相談」の実施
- 周産期母子医療センターや小児救命救急センターの運営支援による周産期・小児医療体制の確保
- 産科医等に分娩手当を支給する病院への支援による周産期医療従事者の確保
- 初期小児救急医療体制の整備や小児救急リモート指導医相談支援事業などによる小児救急医療体制の確保

エ 乳幼児健康診査への支援

(健康福祉部 こども未来課・健康増進課)

市町が実施している乳幼児健康診査を支援し、健診の質の平準化や受診率の向上等に取り組めます。

▼具体的な取組

- 母子保健法に基づき実施している1歳6か月児・3歳児健康診査マニュアルの作成及び改訂
- 乳幼児健康診査に関する支援者向け研修会の実施
- 乳幼児健康診査時等に合わせた、受動喫煙リスクに関する普及啓発の実施

オ 定期予防接種の推進

(健康福祉部 感染症対策課)

予防接種法に基づき市町が実施している予防接種事業を支援します。

▼具体的な取組

- 予防接種センターの運営
- 居住市町を越えて広域的に予防接種が可能となる体制の整備

カ 先天性代謝異常等検査への支援

(健康福祉部 こども未来課)

先天性代謝異常(先天性副腎過形成症を含む)及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)を早期に発見し、治療を開始するため、新生児の血液検査を行います。

▼具体的な取組

- 新生児マススクリーニング検査への支援

キ 聴覚障害早期発見・治療・療育支援

(健康福祉部 こども未来課)

先天性聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚スクリーニング検査受検率及び精密検査受診率 100%を目指すとともに、適切な早期検査体制、保護者の不安軽減及び言語獲得に必要な治療や療育へ繋げる支援体制を構築します。

▼具体的な取組

- 新生児聴覚検査機関への技術支援
- 新生児聴覚検査機器整備のための支援
- 家族への相談支援
- 東部、西部サテライト、特別支援学校への言語聴覚士派遣

ク 低出生体重児への支援

(健康福祉部 こども未来課)

母子の健康の保持増進のため、母子健康手帳による保護者・行政・医療機関の情報共有がされていますが、早産などによる低出生体重児では現行の手帳が活用されにくいいため、低出生体重児向けの母子健康手帳を作成・普及することにより、だれでも切れ目ない母子保健サービスが受けられる環境を整備します。

▼具体的な取組

- 「しずおかリトルベビーハンドブック」の日本語版及び外国語版(英語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、韓国語、スペイン語)を必要とする方に配布

- 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び各市町未熟児養育医療申請窓口にて低出生体重児向け母子健康手帳を配布
- 母子保健関係職員等を対象とした未熟児訪問指導者研修会の実施

ケ 入院中のこどもの家族への支援

(健康福祉部 こども未来課)

こどもや付き添う家族が安心して入院できるように、施設内の修繕や簡易ベット等の物品購入を行う医療機関を支援します。

▼具体的な取組

- 家族が休息するための施設内の修繕や物品等の購入を支援

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

③ 相談・支援体制の整備

ア 市町における包括的支援体制の構築

(健康福祉部 福祉長寿政策課)

多様化・複合化する地域の生活課題に対応するため、分野や属性に関わらず相談を受け止める包括的な「相談支援」、社会とのつながりを再構築する「参加支援」、地域の活動環境の整備等の「地域づくりに向けた支援」など、市町の包括的な支援体制の整備を支援します。

▼具体的な取組

- 包括的支援体制構築に向けた専門的助言を行うアドバイザーの派遣及び連携担当職員の養成研修等による市町の取組支援

イ こどもの心の問題への支援体制整備

(健康福祉部 こども未来課)

様々なこどもの心の問題・児童虐待や発達障害に対応するため、県立こども病院を拠点病院として各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制を整備します。

▼具体的な取組

- 地域の医療機関に対する診療支援
- 地域の保健福祉関係機関等との連携
- 医師・関係専門職に対する実地研修の実施
- こどもの心の診療に専門的に携わる医師等の育成

ウ 乳幼児教育相談の機能強化

(教育委員会 特別支援教育課)

聴覚障害児や視覚障害児への早期支援の充実のため、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談の機能強化等の取組を推進します。

▼具体的な取組

- 医療・福祉等の関係機関や学校間で情報交換ができる会の開催
- 相談機能の強化や相談事業の周知
- 乳幼児教育相談マネージャーの配置

Ⅰ 予期せぬ妊娠に悩む女性への支援

(健康福祉部 こども未来課)

思いがけない妊娠について、関係機関との協働により、妊娠・出産について相談できる体制を充実し、虐待の発生、深刻化の予防を図ります。

しずおか妊娠SOS 相談窓口において「特定妊婦」と疑われる者で、医療機関による妊娠確認ができていない場合に産科受診支援を行うことにより医療機関に未受診のまま出産し、虐待に至る状況等の防止を図り、切れ目ない支援につなげます。

▼具体的な取組

- 思いがけない妊娠により悩みを抱えている女性が気軽に相談できる窓口「しずおか妊娠SOS」の運営
- 「特定妊婦」への市販の妊娠検査薬による確認(妊娠が明らかな場合を除く)
- 「特定妊婦」に対する医療機関への同行支援及び産科受診に対する支援

3

こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

④ 慢性疾病・難病・小児がん等患者への支援

ア 慢性疾病・難病を抱えるこどもに対する支援

(健康福祉部 こども未来課・疾病対策課／教育委員会 高校教育課・特別支援教育課)

小児慢性特定疾病や指定難病を抱えるこどもやその家族を支援するため、経済的負担を軽減します。

慢性疾病を抱える児童等や難病患者に対して、学習環境、学習内容、学習方法等の教育面からの支援を行います。

小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行うことができる移行期医療支援の体制整備、療養生活に係る相談支援及び疾病にかかっている児童の自立支援を推進します。

▼具体的な取組

- 小児慢性特定疾病や指定難病に係る医療費の支援
- 訪問教育による学習指導や自立支援
- こどもたちの学びを止めないオンライン学習など、新たな学習形態の推進
- 医療機関と学校との情報交換によるこどもの気持ちに寄り添った学習環境整備の推進
- 移行期医療支援センターによる相談支援

イ 小児がん・AYA 世代のがん医療の整備と支援の充実

(健康福祉部 疾病対策課／教育委員会 高校教育課・特別支援教育課)

小児・AYA世代(15～30歳代)のがん患者や家族の不安と負担の軽減に取り組みます。

また、AYA世代のがん患者に対して、学習環境、学習内容、学習方法等教育面からの支援を行います。

▼具体的な取組

- 「小児がん拠点病院(県立こども病院)」及び「小児がん連携病院」と連携した小児がん医療の充実
- 県立こども病院と連携して、診療所等を対象とした研修会の開催やハンドブックの配布等の方法により、小児がん診療の質の向上を図り、早期発見と専門医療機関への早期紹介を推進

- 生殖機能温存、アピアランスケア及び在宅療養に要する費用の助成
- 訪問教育による学習指導や自立支援
- こどもたちの学びを止めないオンライン学習など、新たな学習形態の推進
- 医療機関と学校との情報交換によるこどもの気持ちに寄り添った学習環境整備の推進



【第1】ライフステージを通じた施策

4 こどもの貧困の解消に向けた対策

- ① 教育等の支援
- ② 生活の安定に資する支援
- ③ 保護者の就労支援
- ④ 経済的支援
- ⑤ 関係機関の連携

▼現状と課題

- 保護者の所得など家庭の状況が、こどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。
- 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者を確実に把握し、社会的孤立に陥ることがないように、適切な支援につなぐ体制づくりが求められています。
- ひとり親、ふたり親にかかわらず、生活が困難な状態にある家庭への、保護者の状況に合わせた総合的な支援が求められています。

▼こども・若者の“こえ”

- 受験したり私立の学校に行くとお金がかかるから、将来の道が広がるように補助金を出したり、お金をかけなくても勉強ができる場所を増やしたらいいと思う。
- こども食堂を増やして、こども食堂地図を作ったりしたらいいと思う。
- 子育てのしやすい制度を増やすこと。特にひとり親家庭などを助ける制度を増やしてほしいです。

▼対応方針

- こどもたちの現在及び未来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現を目指します。
- 家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもが高度な知識や技術、実学等の質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図り、将来の貧困の予防や教育の機会均等に取り組みます。
- 困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく、親子の生活の安定を図るため、関係機関が連携し、支援につなげます。

- 生活に困窮している家庭を経済的に支え、こどもの適切な養育に必要な経済基盤を確保します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
生活保護世帯のこどもの高等学校進学率	86.5%	93.7% (R 7年度)
公立の小・中学校、高等学校に配置する スクールソーシャルワーカーの配置人数	小中 54 人 高校 14 人	小中 60 人 高校 14 人
ひとり親サポートセンターによる就職率	32.1%	55.0%
就労支援事業等に参加した者のうち、就労 した者及び就労による収入が増加した者の 割合	36.3%	50.0%

4 こどもの貧困の解消に向けた対策

① 教育等の支援

ア 幼児教育・保育及び義務教育の負担軽減

(健康福祉部 こども未来課／教育委員会 健康体育課)

幼児教育・保育を利用する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料を一部無償化します。

経済的理由によって就学困難な児童生徒に対して、学用品や修学旅行費、医療費、学校給食費等の援助を行います。

▼具体的な取組

- 保育所等を利用する3歳から5歳児と住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもの保育料無償化
- 住民税非課税世帯を除く、0歳から2歳までの第2子(保育所等を利用する最年長のこどもを第1子とカウント)は半額、第3子以降は無償化
- 経済的理由による就学困難な児童生徒に援助する市町に対する助成

イ 困窮世帯等への生活・学習支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

ひとり親や生活に困窮している世帯のこどもを対象として、生活や学習の支援、学習意欲の喚起、自立心の育成を図り、貧困の連鎖防止を図ります。

▼具体的な取組

- 子ども健全育成支援員による学習意欲喚起等の個別支援の実施
- 通所型の学びの場の提供事業の実施
- 合宿型の学びの場の提供事業の実施
- ひとり親家庭への大学生等の児童訪問援助員や学習支援ボランティアの派遣
- 市町が実施する学習支援や受験料、模試費用の補助事業に対する支援
- こどもの進路選択の支援

ウ 高校生・大学生の経済的負担の軽減

(企画部 総合教育課／健康福祉部 私学振興課／経済産業部 農業ビジネス課／教育委員会 高校教育課)

誰もが経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の経済的負担を軽減することにより、意欲ある生徒・学生の学びを支えます。

▼具体的な取組

- 高等学校等就学支援金による授業料の支援
- 高等学校等奨学給付金による授業料以外の教育費の支援
- 静岡県高等学校等教育奨学金による学資金の貸付
- 遠距離通学費補助金による遠方から通学している生徒の通学費用の負担軽減
- 定時制・通信制の授業料以外の教育費の支援
- 私立高等学校等就学支援金による授業料の支援
- 私立高等学校等奨学給付金による授業料以外の教育費の支援
- 公立大学(静岡県立大学・静岡文化芸術大学・静岡県立農林環境専門職大学)の学生の経済的負担を軽減

エ 学校における生活と学習の支援

(健康福祉部 私学振興課／教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を学校に配置し、教育相談の充実や福祉等の支援機関への円滑な接続を図ることにより、経済的理由を背景とする様々な困難を抱えるこどもの学校生活と学習を支援します。

▼具体的な取組

- 心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの小・中・高等学校への配置による、チームでの教育相談体制の充実
- スクールカウンセラーの活用による教職員の対応能力の向上への取組
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの教育相談員による面接相談及び電話相談対応
- 総合教育センター「あすなる学習室」での支援

4 こどもの貧困の解消に向けた対策

② 生活の安定に資する支援

ア 住宅確保への支援

(くらし・環境部 住まいづくり課・公営住宅課／健康福祉部 こども家庭課)

経済的理由等により、子育てに必要な住環境が確保できない家庭やひとり親世帯に対して、円滑な入居の促進を図ります。

▼具体的な取組

- 子育て世帯やひとり親世帯の公営住宅への優先入居及び民間賃貸住宅の入居にかかる情報提供
- 自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して、償還免除付の住宅支援資金の貸付け

イ こどもの居場所づくりの推進

(健康福祉部 こども家庭課／教育委員会 高校教育課)

こども食堂や学習支援の場など、多様なこどもの居場所づくりを促進するため、寄附金を活用して、こどもの居場所づくりに取り組む団体等への支援を行います。

また、こどもの居場所の運営等に係る相談窓口を設置し、安定的・継続的な居場所の運営に向けた支援を行います。

さらに、こどもの居場所マップ等により、居場所の活動周知や利用促進に取り組みます。

▼具体的な取組

- ふるさと納税等の寄附金を活用したこどもの居場所づくりの促進
- クラウドファンディング型こどもの居場所づくりプロジェクトによるこどもの居場所の活動拡大の支援
- コーディネーターを配置し、居場所の運営に係る相談窓口を設置
- 食材、場所、ボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体を募集し、マッチングを実施
- こどもの居場所マップ等による広報啓発
- 悩みを抱える生徒の問題や課題の早期発見・解決を図るため、多様な生徒が在籍する県立高校に居場所カフェを設置

ウ 保護者への支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

様々な課題を抱える保護者が一層困難な状況に陥らないよう、相談支援や生活支援に取り組めます。

▼具体的な取組

- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事等の生活支援の実施
- 市が実施する家庭生活支援員の派遣事業に対する支援
- ひとり親サポートセンターにおける就業相談、生活相談、養育費の取決めに関する相談等の実施
- ひとり親 LINE 相談の登録者へのプッシュ型の情報発信
- 生活困窮者の状況に応じた自立プラン作成等の相談支援の実施
- 家計の立て直しや滞納解消等に向けた情報提供や専門的な助言等を実施

4 こどもの貧困の解消に向けた対策

③ 保護者の就労支援

ア 保護者に対するきめ細かな就労支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

離職等で生活に困窮した人の早期就職に向けた住居確保等や生活保護受給者も含めた就労支援などの相談支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭の就業を促進するため、就業相談、就業支援講習、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行います。

また、様々な理由により就労に向けた準備が整っていない場合は、一般就労に向けた基礎能力の形成支援、就労体験や就労訓練先の開拓及びマッチング等を実施し、きめ細かな支援に取り組みます。

▼具体的な取組

- 生活に困窮した人に対し自立に向けた情報提供や助言を行い計画的に支援を実施
- 住居喪失者の就職を容易にするための一時的な宿泊場所の提供等
- 福祉事務所に配置された就労支援員による被保護者の相談・支援
- 離職者等に対し就労意欲の喚起や就労に向けた基礎能力の形成支援を実施
- 職場体験や就労訓練を実施する企業等の開拓
- ひとり親サポートセンターの求人開拓員が企業等とひとり親の求職者とのマッチング支援を実施
- ひとり親サポートセンターによる就業支援・母子父子自立支援プログラムの策定支援とアフターフォロー
- 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給

4 こどもの貧困の解消に向けた対策

④ 経済的支援

ア 生活に困窮している世帯への経済的支援

(健康福祉部 こども家庭課)

生活に困窮している世帯に対して、各種支援制度の周知に務め、手当の支給や福祉資金の貸付けを適切に実施します。

また、離婚したひとり親家庭にとって重要な養育費の取決めの促進に向けて取り組みます。

▼具体的な取組

- 母子父子寡婦福祉資金による子の修学資金等の貸付け
- 児童を監護する父、母又は養育者に対する児童扶養手当の支給
- ひとり親サポートセンターによる相談や弁護士による無料相談の実施
- 離婚協議中の親等を対象としたセミナーの開催
- 市町窓口担当者等を対象とした養育費及び親子交流に関する研修会の開催
- 確実な履行につながる公正証書による取決めや、家庭裁判所への調停申立て等に要する費用の助成
- ひとり親サポートセンターを介した安全・安心な親子交流支援の実施
- ひとり親家庭に対する医療費助成を実施する市町への支援
- ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町への支援
- ひとり親家庭のこどもの小学校入学時の学用品購入費用を助成する市町への支援

4 こどもの貧困の解消に向けた対策

⑤ 関係機関の連携

ア 支援体制の構築

(教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

困難を有するこども・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制「子ども・若者支援ネットワーク」を構成します。

児童生徒自身が、1人1台端末等を活用して、個々に抱える悩みに対応する相談窓口を把握できるシステムを構築し、悩みを抱えるこどもたちを適切な窓口につなげます。

▼具体的な取組

- 困難を有するこども・若者及びその家族を支援する機関相互の連携及び情報交換の実施
- 困難を有するこども・若者及びその家族を支援するための、合同相談会の開催
- ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有するこども・若者やその家族の支援に関わる県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレット「ふじのくに i (アイ) マップ」の公開
- 「なやみ相談ナビ『はなそっと』」の開設及び相談窓口の担当者間で共有するための「関係機関リスト」を作成

【第1】ライフステージを通じた施策

5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

- ① 障害児支援・医療的ケア児支援(保育含む)
- ② 特別支援教育
- ③ 障害者の就労支援
- ④ 共生社会の実現

▼現状と課題

- 障害によって必要となる支援は様々であることから、多様な障害や疾病に応じたきめ細かな質の高い支援の提供が求められています。
- 障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援することが必要です。
- 特別支援教育に対する教育的ニーズが拡大し、支援を必要とする児童生徒が増加していることから、専門性の向上と体制の強化が求められています。

▼こども・若者の“こえ”

- 障害といってもたくさんの障害があるから、みんないろいろな障害を知ったほうが良い。
- 障害がある(発達・学習など)人に対して差別的な言葉がよく聞こえます。マイノリティの人達に対しての理解が得られるような場を作してほしい。
- 多様性の時代だからいろんな人が認められていいと思う。
- 障害者に対する差別をしている人がいるかも知れないので、不当な偏見・差別が課題であると思う。

▼対応方針

- 障害や疾病のある人やその家族が安心して生活を送ることができるよう、様々な障害や疾病の特性に応じたきめ細かな支援体制を整備します。
- 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを推進します。
- 特別支援教育の指導・支援における専門性を高め、外部専門機関や地域と連携しながら推進体制を強化します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数	236 人	毎年度 125 人 (R 7 年度)
発達障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数	1,675 人	毎年度 200 人 (R 7 年度)
新生児聴覚スクリーニング検査受検率	97.9%	100%
特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合	幼 96.1% 小 95.8% 中 95.0% 高64.2%	100% (R 7 年度)
居住地の小・中学校との交流を行った特別支援学校の児童生徒数	1,078 人	1,500 人
障害者雇用率	2.37%	2.7% (R 7 年度)
特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数	1,954 箇所	1,930 箇所
障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数	281 団体	340 団体 (R 7 年度)

5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

① 障害児支援・医療的ケア児支援(保育含む)

ア 医療的ケア児(者)や重症心身障害児(者)、発達障害児(者)に対する在宅支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

医療的ケア児(者)及び重症心身障害児(者)在宅支援の充実強化の一環として、適時適切な医療・福祉サービスが受けられるよう、看護職及び福祉・介護職のエキスパートの養成を図ります。

発達障害児(者)の支援に携わる専門人材の養成に取り組みます。

▼具体的な取組

- 医療的ケア児等支援センターによる相談体制の整備及び人材の開拓・養成、関係機関との連携体制の構築などによる総合的な支援
- 発達障害に関する対応力向上のための研修の実施

イ 聴覚障害のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 こども未来課)

乳幼児の聴覚障害の早期発見、早期治療及び療育により、音声言語の獲得が期待できることから、これまでの早期発見体制の整備に加え、新たに全国のモデルとなる静岡県型の療育体制の構築に向けた取組を進めていきます。

乳幼児聴覚支援センターを中心とした、医療、保健、福祉、教育機関による連携を強化し、地域における聴覚障害児の支援体制を整備することにより、聴覚障害児に対して切れ目のない適切な情報と支援を提供します。

▼具体的な取組

- 静岡県型の療育体制の構築に向けたパイロットプロジェクトの実施(療育プログラムの作成、スタッフ研修、機器整備等)
- 関係機関との連携体制の構築(協議会の開催、委員会運営等)
- 家族への支援(相談、補聴援助システムの貸し出し、親子教室の開催等)
- 支援者育成(市町保健師への研修等)

ウ 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備

(健康福祉部 こども未来課)

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活を支援します。

▼具体的な取組

- 保育所等において看護師等の雇上げに要する経費や、医療的ケア児を受け入れるための機器の導入を支援

エ 学校における医療的ケア児への支援

(健康福祉部 障害福祉課・疾病対策課／教育委員会 特別支援教育課)

医療的ケア児が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した学校における医療的ケアの実施体制の構築や医療的ケア児の保護者の負担軽減に向け、医療的ケア看護職員の配置促進等の取組を推進します。

医療的ケア児(者)及び重症心身障害児(者)在宅支援の充実強化の一環として、適時適切な医療・福祉サービスが受けられるよう、看護職及び福祉・介護職のエキスパートの養成を図ります。

▼具体的な取組

- 医療的ケア看護職員の十分な配置、多様な医療的ケアに対応できる学校体制の構築等、安全に医療的ケアを実施するための環境整備
- 医療的ケア児等支援センターによる相談体制の整備及び人材の開拓・養成、関係機関との連携体制の構築などによる総合的な支援

5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

② 特別支援教育

ア 特別支援教育の充実

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害の特性に配慮した適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進します。

また、特別支援学級への非常勤講師の配置や教員研修など、小中学校における特別支援教育の充実を図ります。

▼具体的な取組

- インクルーシブ教育システムの理念の下、交流等の機会の充実や、切れ目のない指導や支援の実施に向けた共生・共育の推進
- 「学齢部会」や「特別支援教育推進会議」における特別支援教育の理念や具体的な施策の共通理解の推進
- 特別支援教育に関する教員研修の実施
- 特別支援学級への非常勤講師の配置や通常学級への学び方支援サポーターの配置

イ インクルーシブな学校運営モデルの構築

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築します。

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施します。

▼具体的な取組

- 「共生・共育」(静岡県版インクルーシブ教育システム)の在り方策定
- 必要な支援の内容が、切れ目なく引き継がれるための校種間の連携
- 障害のあるこどもと障害のないこどもが、同じ場で共に学ぶことを追求しつつ、「個の教育的ニーズに応じた学び」を保障することを推進

- 伊豆田方分校における「共同授業」（田方農業高校のライフデザイン科セラピーコースで実施）の他学科コースへの導入
- 専門高校と特別支援学校の生徒のインクルーシブ教育を「社会に開かれた教育課程」とし、両校の生徒のキャリア形成と地域社会の発展を支援
- 海外視察研修による3つの視座を研究した体制づくり（①学校教育の在り方（フィンランド）、②社会教育と学校の在り方（スウェーデン）、③教育委員会と学校との関係性（アメリカ））
- 地域を活用した交流及び共同学習の推進
- 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の推進



5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

③ 障害者の就労支援

ア 障害のある人に対する就業支援

(健康福祉部 障害者政策課／経済産業部 産業人材課・職業能力開発課／教育委員会 特別支援教育課)

就職を希望する障害のある人、または在職中の障害のある人が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、国が配置する就業支援担当者と県が配置する生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行い、自立・安定した職業生活の実現を図ります。

就業に必要な生活訓練及び基礎的技能・知識を習得させるための職業訓練を実施し、職業人としての自立、就業の促進を図ります。

一般就労、福祉的就労と経済的自立の促進に向け、就労・生活両面のきめ細かな相談支援、職業訓練、職場開拓と障害の特性に応じた仕事の創出、職場定着支援などを進めます。

一般就労を希望する障害児やその家族からの相談に対応し、適切な関係機関につなぐため障害者就労相談員を配置します。

▼具体的な取組

- 県内8か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、生活支援担当職員を配置し、対象者の状況把握及び職場、家庭への訪問、日常生活等の相談支援を実施
- あしたか職業訓練校における若年者向け訓練の実施
- 拠点校に配置した就労促進専門員による特別支援学校高等部生徒の実習や雇用の受入れ先の開拓
- 就労促進協議会の開催により、障害者雇用の理解啓発に努め、一人ひとりの希望や適性に合った進路実現への取組
- 障害のある人の一般就労に関する相談対応

5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

④ 共生社会の実現

ア 障害者等への差別解消の推進

(健康福祉部 障害者政策課・疾病対策課)

障害や疾病のある人や障害に対する正しい理解を広め、不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進に取り組めます。

障害や疾病のある人に対する理解を図るための啓発活動を推進します。

▼具体的な取組

- 障害者差別解消条例に基づく「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催等による、障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進
- 静岡県障害者差別解消相談窓口の設置
- 「障害者週間」等の様々な機会を捉えた啓発・広報の推進
- ヘルプマークの普及啓発
- 障害のある人や難病患者に対する県有施設利用料金の減免の実施

【第1】ライフステージを通じた施策

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ① 児童虐待防止対策
- ② 相談・支援体制の整備
- ③ 若年妊婦等支援
- ④ 社会的養護・ケアリーバーの若者支援
- ⑤ 里親等委託・特別養子縁組の推進
- ⑥ 児童養護施設等における養育環境の改善
- ⑦ ヤングケアラー

▼現状と課題

- 児童虐待は、こどもへの暴力行為などの身体的虐待や面前 DVを含む心理的虐待、ネグレクト(育児放棄)、性的虐待など多岐に渡ることから専門的な知識を持つ職員による的確で迅速な対応が必要です。
- 虐待に至った保護者にも様々な困難が背景にある場合が多いことを踏まえて、子育てに困難を抱える世帯に対して包括的な支援体制を強化する必要があります。
- 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、家庭と同様の養育環境において養育されるよう里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等、環境改善に努める必要があります。
- ヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がない場合もあることから、早期発見・把握し、必要な支援へつなげていくことが必要です。

▼こども・若者の“こえ”

- こどもの時期は、大事な時期なのに命を絶ったり、虐待・いじめ・貧困などを覚えたり、されたりすると体が覚えてこれから行動できなくなるし、それこそ、ひきこもり・不登校・ニートなどに繋がってくると思うから伝えたり、教えたり、意見を聞いたりすると早急に対処する必要があると強く感じる。
- 家庭で安心できないと、学校など外でのトラブルに繋がる。経済的な支援とともに、気軽に活用できる精神的な支援も充実させてほしい。また、せっかく用意されている支援が必要な家庭に届いていない場合もある。まずどこに相談すればいいのかをもっと広め、未然に防ぎたい。

- こどもを産めない人もいます。なので、こどもを産めない人もこどもを育てられる（施設の子とかを養子にして）環境も整えたほうがいいと思います。たとえば、施設で募集やイベントを開いたり、施設のこどもと遊べる場をつくったり。
- 自分自身経験のあるのはヤングケアラー、不登校で、大人の世話をしなくてはならないこどもというのは、貴重なこども時代の時間を奪われるし、そこから不登校やいじめが発生する可能性もある。その二つを防ぐためにもまず根幹になるヤングケアラーという一つの問題を解決するべきだと思った。

▼対応方針

- 児童虐待等について、緊急性に応じて適切な保護を行うとともに複雑・困難な事例に対応するため、専門職の人材確保・育成に取り組みます。
- 家庭において適切な養育を受けられないこどもに対し、特別養子縁組制度の活用、里親やファミリーホームへの委託など、家庭と同様の養育環境を提供します。
- 福祉、介護、医療、教育等の関係者に対して研修等を実施し、ヤングケアラーの早期発見に努めます。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
虐待による死亡児童数	0人	0人
里親登録者数	378組	409組
里親等委託率	3歳未満 23% 3歳以上の就学前 48% 学童期以降 27%	3歳未満 67% 3歳以上の就学前 59% 学童期以降 48%
子育て短期支援事業実施市町数	21市町 (R 6年度)	33市町
18歳以上のヤングケアラーへの支援体制構築済市町数	17市町 (R 6年度)	全市町

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

① 児童虐待防止対策

ア 適切な保護の実施

(健康福祉部 こども家庭課)

一時保護の実施に当たっては必ずこどもの意向を確認し、こどもの意向を踏まえた上で処遇方針を決定することでこどもの最善の利益の実現を図るとともに、一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査に適切に対応します。また、要支援児童や特定妊婦に対して適切な支援を実施します。

▼具体的な取組

- 親権者等が一時保護に同意した場合等を除き、一時保護の開始時には国が定めた手続きに基づき裁判官が発付する一時保護状による一時保護を実施
- 一時保護所の環境改善、職員配置の拡充
- 意見表明等支援員による一時保護中のこどもの意見表明等支援を実施

イ 児童相談所の体制強化

(健康福祉部 こども家庭課)

児童虐待の早期発見やこどもの適切な保護を行うため、児童相談所の体制強化や専門性の向上などに取り組みます。

▼具体的な取組

- 児童福祉司や児童心理司等職員の計画的な配置により、児童相談所の体制を強化
- 児童虐待事案の複雑・困難化に対応できるよう、専門研修(スキルアップ研修等)を実施

ウ 児童虐待等相談窓口の設置

(健康福祉部 こども家庭課)

児童虐待を未然に防止するため、こども本人や子育てに悩みを抱える保護者等を対象とした相談窓口を設置します。

▼具体的な取組

- 家族の悩みを抱えるこどもや子育ての悩みを抱える保護者等の相談に対応するため、SNSや電話による相談窓口を設置

エ 市町や関係機関との連携

(健康福祉部 こども家庭課)

児童虐待の予防・防止のための支援や、児童虐待が発生した時に関係機関が緊密に連携して取り組みます。

▼具体的な取組

- 各市町に設置された要保護児童対策地域協議会において、市町の児童福祉主管課や児童相談所等関係機関が要保護児童等に関する情報共有を行い、必要な支援に関する協議等を実施
- 市町のこども家庭センターの職員に対し、適切なアセスメント等の研修の実施
- 医療機関や警察等関係機関との合同研修等の実施

6

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

② 相談・支援体制の整備

ア 市町における相談支援体制の整備

(健康福祉部 こども家庭課)

母子保健機能と児童福祉機能を一体化したこども家庭センターを市町に整備することにより、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目のない支援を提供します。また、こども家庭センター配置職員の人材育成を支援します。

▼具体的な取組

- 市町を対象としたこども家庭センター設置に向けた相談支援等の実施
- こども家庭センターの配置職員への研修会の実施
- 児童相談所の総合会議への市町職員の臨席、県と市町が共同した個別ケース会議の開催

イ 切れ目のない相談支援体制の構築

(健康福祉部 こども家庭課／教育委員会 社会教育課)

福祉や医療等の関係機関・団体等と連携し、こども・若者や子育て当事者への支援強化体制を構築します。

▼具体的な取組

- 困難な状況にあるこども・若者等を、適切な相談機関へと繋げることができる体制の構築
- 相談機関連絡会議を定期的を開催し、県内の相談機関の状況を把握するとともに、相談機関同士の情報交換等を実施
- こどもや母子家庭、地域住民などからの相談に応じ必要な助言を行うとともに、保護を要するこども又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整等を行う児童家庭支援センターの設置促進

ウ 児童虐待等相談窓口の設置【再掲】

(健康福祉部 こども家庭課)

児童虐待を未然に防止するため、こども本人や子育てに悩みを抱える保護者等を対象とした相談窓口を設置します。

▼具体的な取組

- 家族の悩みを抱えるこどもや子育ての悩みを抱える保護者等の相談に対応するため、SNSや電話による相談窓口を設置

エ 専門家による教育相談の実施

(教育委員会 教育政策課)

不登校児童生徒の増加や、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応するため、福祉や心理職等の専門家による教育相談を実施します。

▼具体的な取組

- 専門家による面接相談及び電話相談対応
- 福祉等の支援機関への円滑な接続を支援

6

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

③ 若年妊婦等支援

ア 予期せぬ妊娠に悩む女性への支援【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

思いがけない妊娠について、関係機関との協働により、妊娠・出産について相談できる体制を充実し、虐待の発生、深刻化の予防を図ります。

しずおか妊娠SOS 相談窓口において「特定妊婦」と疑われる者で、医療機関による妊娠確認ができていない場合に産科受診支援を行うことにより医療機関に未受診のまま出産し、虐待に至る状況等の防止を図り、切れ目ない支援につなげます。

▼具体的な取組

- 思いがけない妊娠により悩みを抱えている女性が気軽に相談できる窓口「しずおか妊娠SOS」の運営
- 「特定妊婦」への市販の妊娠検査薬による確認(妊娠が明らかな場合を除く)
- 「特定妊婦」に対する医療機関への同行支援及び産科受診に対する費用助成

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

④ 社会的養護・ケアリーバーの若者支援

ア 社会的養護経験者の自立支援

(健康福祉部 こども家庭課)

児童養護施設等の退所者や里親等委託が解除された社会的養護経験者(ケアリーバー)が自立した生活を送ることができるよう、必要な支援を行います。

▼具体的な取組

- 社会的養護自立支援拠点事業による、自立生活に向けた相談支援や相互交流の場の提供
- 児童自立生活援助事業による、住居の提供や生活支援、自立に向けた生活指導や就業支援の実施
- 児童自立生活援助事業の実施施設等の拡充

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

⑤ 里親等委託・特別養子縁組の推進

ア 里親等委託の推進

(健康福祉部 こども家庭課)

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを行い、家庭維持のための最大限の支援を実施するとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、里親等委託を推進します。また、家族再統合が極めて困難なケースには、親族等による養育や特別養子縁組を積極的に検討します。

▼具体的な取組

- 児童相談所において、施設や里親等へ措置・委託されたこどもを対象として、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを目的とした進行管理会議を定期的開催
- 里親制度の普及啓発や里親への研修、里親への訪問支援等の実施
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けた費用を助成することで特別養子縁組の成立を促進
- 医療機関において特別養子縁組制度の周知啓発を実施
- 地域の里親・ファミリーホームを包括的に支援する「里親支援センター」の設置

6

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

⑥ 児童養護施設等における養育環境の改善

ア 施設の小規模化等に向けた支援

(健康福祉部 こども家庭課)

施設で養育が必要とされるこどもに対し、できる限り良好な家庭的環境を確保するため、児童養護施設等の小規模化、地域分散化を支援します。また、ケアニーズが高いこどもに対して専門的なケアを実施するため施設の高機能化に取り組むとともに、地域の現状を踏まえ、施設の多機能化に向けた取組を支援します。

▼具体的な取組

- 家庭に近い養育環境である地域小規模児童養護施設の設置や施設内において小規模なグループでの養育を推進
- 施設の小規模化・地域分散化のための施設整備に対する費用の助成により、養育環境を改善
- 児童養護施設等における専門職員の配置を支援
- 里親支援センターの設置や一時保護専用施設の設置等、施設の多機能化に向けた取組を支援

イ こどもの権利擁護の強化

(健康福祉部 こども家庭課)

社会的養護に係るこどもの権利擁護の強化を図るため、里親等委託や施設入所、一時保護の決定時等に措置を執る理由やこどもが置かれている状況等の必要な事項をこどもに事前に丁寧に説明し、こどもの意見や意向を確認し、それを踏まえて援助方針を決定する意見聴取等措置を徹底します。また、こどもの意見・意向の形成や表明を第三者である意見表明等支援員が支援する意見表明等支援事業等を実施します。

▼具体的な取組

- 意見聴取等措置を行う児童相談所職員に対するこどもの権利擁護に関する研修の実施
- 意見表明等支援員によるこどもの意見表明支援等の実施
- こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

- 静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇特別部会におけるこどもから権利救済の申立てがあった場合の調査・審議を実施する体制の確保

ウ 児童養護施設等の体制強化

(健康福祉部 こども家庭課)

児童養護施設等において児童指導員等の補助を行う者を雇い上げるにより、業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、専門職員の配置を促進し、児童養護施設等の体制強化を図ります。

▼具体的な取組

- 児童養護施設等における児童指導員等の人材確保及び労働環境改善を支援
- 児童養護施設等に育児指導担当職員や医療機関連絡調整員等、専門職員の配置を促進

6

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

⑦ ヤングケアラー

ア ヤングケアラー支援体制の構築

(健康福祉部 こども家庭課)

ヤングケアラーを早期把握し、ヤングケアラーが抱える様々な課題に対して関係機関が連携して支援を実施します。

▼具体的な取組

- ヤングケアラーの早期把握に向けた学校や市町等関係職員を対象とした研修の実施
- マンガ等わかりやすい媒体を活用したヤングケアラー理解促進のための周知啓発の実施
- 市町が対応する支援ケースや支援体制の構築に関する指導・助言を行うヤングケアラー個別支援アドバイザーの配置及び支援者向けヘルプデスクの運営
- ヤングケアラーを対象としたピアサポートの実施

【第1】ライフステージを通じた施策

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ① 自殺対策の推進
- ② 安全・安心の環境整備(情報モラル)
- ③ 安全・安心の環境整備(犯罪や暴力の被害防止)
- ④ 安全・安心の環境整備(交通安全・災害・防犯対策)
- ⑤ 依存症対策
- ⑥ 非行防止と立ち直り支援

▼現状と課題

- 本県のこども・若者(10～30歳代)の自殺者数は全年代の自殺者数の25%強を占めていることから、誰も自殺に追い込まれることのないよう、こども・若者への自殺対策に取り組むことが必要です。
- インターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが安全・安心にインターネットの利用ができる環境整備が求められています。
- 全てのこどもが健やかに育つために、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、こどもの命を守るための取組が必要です。
- ゲーム障害やネット依存など多様な依存症への対策が求められています。
- 問題を抱える少年に対する問題解決のための助言・指導や、再発防止のための立ち直り支援が必要です。

▼こども・若者の“こえ”

- 自殺を防ぐのは、周りの環境によると思います。いじめや、家庭問題などもあり、本当に自殺する子は、周りに言わないでなくなる方が多いそうです。だから、周りの環境を整えるのが最重要だと思います。
- 自殺としてくくっても、その背景はそれぞれで異なり、必要な支援も一律でないと思う。それぞれのケースに寄り添って対応できる仕組みにして欲しい。
- 信号無視とかする人や危ない運転してる人が多いので交通ルールを守って事故が減ってほしい。
- 道幅が狭いところがあるので、もっと広くして欲しい。

- みんなが安全に暮らせるようにしたい。
- 防災対策について、どんな人でも危機感が持てるようにしたほうがいいと思う。

▼対応方針

- こども・若者の自殺対策として、自殺の要因分析や、自殺予防教育、相談体制の整備等に取り組めます。
- こども・若者が安全に安心してインターネットを利用できるよう能力習得の支援や環境整備に取り組めます。
- 犯罪、事故、災害等からこども・若者の安全を守ることができるよう、体系的な安全教育を推進します。
- 多様化する依存症への対策を強化します。
- 関係機関が連携し、こども・若者の健全育成と非行防止を図ります。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5 年度)	目標値 (R11 年度)
自殺による死亡者数	609 人	450 人未満 (R 9 年度)
ゲートキーパー養成数	累計 70,638 人	累計 86,000 人 (令和 9 年度)
情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合	小 100% 中 100% 高 99.1% 特 94.9%	毎年度100%
通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率（箇所数）	82% (341 箇所)	100% (413 箇所) (令和 10 年度)
静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者数	31,309 人	毎年度 30,000 人
依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	累計 122 人 (R4～R5 年度)	累計 316 人 (R4～R7 年度)
薬物乱用防止講座未実施校数	0 校	0 校

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

① 自殺対策の推進

ア こども・若者の自殺対策

(健康福祉部 障害福祉課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

こどもの自殺の要因について、多角的な分析を行うほか、地域ごとの自殺の傾向を分析し、世代や地域の実情に即した自殺対策を推進します。

また、自殺対策の本質は、「生きることの支援」であり、「いのち支える」自殺対策として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、いのちの大切さや自殺に関する正しい知識の普及を図ります。

▼具体的な取組

- 電話やLINE等を活用した相談体制の強化
- SNSやインターネットの検索連動広告等を活用した相談窓口の周知
- 自殺予防週間や自殺対策月間を中心に、メディアやHPを活用した相談窓口の周知や、ゲートキーパーに関する普及啓発の実施
- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置
- 市町や精神保健福祉センター等における精神保健福祉相談の実施
- SOSの出し方に関する教育の推進
- 国が実施する調査研究成果等を活用した、こどもの自殺の要因分析の実施

7

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

② 安全・安心の環境整備(情報モラル)

ア こども・若者が安心してインターネットを利用できる環境の整備

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課／警察本部 サイバー企画課・人身安全少年課)

こども・若者に、情報社会に生きる主体者としての安全で適切な考え方や態度が身につくための取組を進めるとともに、インターネット空間における犯罪防止に向けた啓発や教育に取り組みます。児童生徒自身の書き込みや具体的事例により、的確な指導を行い、安易な書き込みを抑止するほか、青少年が安全にインターネット等を利用できる環境を整備するため、青少年をとりまく有害情報環境対策を推進します。

インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対し、サイバーパトロールと併せて取締りを強化し、こどもの犯罪被害防止を図ります。違法・有害情報がインターネット上に流通することで、こどもに悪影響が及ぼされることからサイバーボランティアがサイバーパトロールにより、IHC(インターネット・ホットラインセンター)やサイト運営者に通報を実施します。

▼具体的な取組

- 児童生徒の書き込みについての監視、調査の実施及び不適切な書き込み等の削除
- 各学校への定期的な報告
- 携帯電話会社等と協働した小中学校ネット安全・安心講座の実施
- 家庭でのネット使用時のルールを決める大切さを助言するスマホルールアドバイザー養成講座の開催
- スマホルールに関する啓発物の作成・配布
- 生活に身近な事例を取上げて、生徒自身が考えて行動できる指導の実施
- 教員の研修会等における情報リテラシー育成に向けた取組に関する情報交換の実施
- インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対し、サイバーパトロールを実施
- サイバーボランティアが適正かつ安全にサイバーパトロールを実施するため研修等を実施

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

③ 安全・安心の環境整備(犯罪や暴力の被害防止)

ア 性犯罪・性暴力被害の防止と相談体制の整備

(くらし・環境部 くらし交通安全課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課／警察本部 人身安全少年課)

学校と連携し、SNSに起因する性被害防止をはじめ、少年の非行・犯罪被害防止に向けた非行防止教室を開催します。また、「子供の性被害根絶プログラム」に基づき、被害実態の把握と取締りの強化、被害児童の早期発見・支援のほか、保護者等に対する性被害防止のための広報啓発活動を推進します。

こどもの犯罪被害防止のための活動や、犯罪被害者支援、犯罪被害者への理解に向けた取組を進めます。また、児童ポルノ、児童買春等の性的搾取等事犯の取締りを強化します。

性暴力被害者支援センターS O R Aを運営し、性暴力被害の潜在化防止と、性暴力被害者の心身の健康回復を支援します。

児童生徒が性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者とならない教育を推進します。

▼具体的な取組

- 児童生徒に対する非行・被害防止教室の開催
- 「子供の性被害根絶プログラム」の推進
- 保護者に対する非行・被害防止啓発講座(すくすくスクラム)の開催
- サイバーパトロールの実施
- 教職員を対象とした性に関する指導の知識を深める研修会の開催
- 学校における性に関する指導の基本的な考え方や指導のあり方などの共通理解に向けた外部講師(産婦人科医、助産師など)を活用した指導の実施
- 性暴力被害者支援センターS O R Aの運営
- 「生命(いのち)の安全教育」のための教材及び指導の手引きを利用した未然防止教育の実施
- 生徒の性に関する課題の早期発見と、地域も含めた組織による対応の確立

イ DV被害の防止と相談体制の整備

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課／教育委員会 高校教育課・特別支援教育課／警察本部 人身安全少年課)

DV(配偶者等からの暴力)について、相談対応や被害者の安全確保、自立支援に至るまでの切れ目のない支援体制の整備を図ります。

DVのない社会の実現、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為の加害者にも被害者にもならないための予防啓発を推進します。

悩んでいる相談者に対し、相談者自身がより良い解決策を見出すことを目的に支援を実施します。早期に警察に相談できるよう、防犯教室や広報紙の配付などを通じて警察の相談窓口や援助の内容等について周知を図ります。

▼具体的な取組

- 県及び市町に配置されている女性相談支援員等を対象にした研修会の開催
- 一時保護委託先の確保
- 民間シェルター等への運営支援
- 少年相談・警察安全相談への対応
- 相談体制の整備(あざれあ女性電話相談、あざれあ男性電話相談、しずおか女性相談チャット)
- 専門の講師による高校生、大学生・専門学校生等の若年層を対象にした「デートDV防止出前セミナー」の実施
- リーフレット等の配置による相談機関の周知や適切な指導の実施

7

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

④ 安全・安心の環境整備(交通安全・災害・防犯対策)

ア 交通安全への取組

(くらし・環境部 くらし交通安全課／交通基盤部 道路整備課・道路保全課・街路整備課／
教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課／警察本部 交通企画課・交通規制課)

安全な道路環境を確保するため、通学路等における歩行者や自転車の安全対策に取り組めます。対策にあたっては、関係機関・団体と連携した取組を推進し、実効性のある交通安全対策を実施していきます。

また、交通事故のない社会の実現を目指し、安全に道路を通行するために必要な技術及び知識の習得や、その技術・知識の必要性を理解できるようにするための参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。

▼具体的な取組

- 歩道の整備や路肩の拡幅、グリーンベルトの設置、防護柵の設置
- 標示塗替・標識補修、規制新設・変更
- 自転車通行帯の整備、矢羽根型路面表示の整備
- 通学路等の交通安全上重要な道路の無電柱化
- 交通安全の広報啓発、教育及びボランティアの育成等
- 参加・体験・実践型を含めた安全教育の充実
- 学校安全教育指導者研修会(交通)の実施
- モデル地域内拠点校における外部有識者の専門的知見の活用による通学路点検等の実施
- 交通事故犠牲者等のパネルの展示を行う「生命(いのち)のメッセージ展」の開催
- 自転車免許制度、スケアード・ストレイト教育技法等による交通安全教室の開催
- 高校生の自転車用ヘルメットの着用を推奨

イ 災害・危機管理対策

(危機管理部 危機政策課・危機情報課／健康福祉部 こども未来課・こども家庭課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

安全意識、防災意識を高め、生命の尊さ、自他を尊重する教育を推進するとともに、自然災害等の危険から自他の身を守る能力を養う教育を推進します。「自分の命を守ることができる者」、「家庭の防災リーダーとなる者」、「次世代の地域の防災リーダーとして期待される者」の育成を進め、地域全体での安全推進体制を構築します。

また、災害により被害を受けた社会福祉施設等に対して復旧の補助を行います。

▼具体的な取組

- 各学校の危機管理マニュアルや防災訓練の内容等を検証
- 防災訓練や学校安全の取組等の確認
- 災害に備え一人ひとりが作成する「わたしの避難計画」の普及・啓発
- モデル地域における学校安全推進体制の構築と他の地域への普及
- 各校における学校安全計画の作成と各種実践的な研修訓練の実施
- 学校安全の三領域に関する教職員向け研修会の実施
- 社会福祉施設等に対する台風、大雨による設備・施設災害復旧費補助

ウ 地域における防犯のまちづくり

(くらし・環境部 くらし交通安全課／教育委員会 義務教育課・社会教育課／警察本部 サイバー企画課・人身安全少年課)

こどもが被害者となる犯罪を未然に防止し、安心して登下校をすることができるよう関係機関・団体、地域住民等と連携し、こどもの安全確保に係る各種取組を推進します。

また、こどもがインターネットを安全に利用する方法について、家庭でのルールをすることの大切さを伝えるアドバイザーの育成を推進します。

▼具体的な取組

- 立入調査の実施による青少年のための良好な環境整備の強化
- 防犯ボランティア等と連携した通学路等におけるこどもの見守り活動の推進
- タイムリーな不審者情報の提供
- 防犯教室・不審者対応訓練の推進
- スマホルールアドバイザーを養成
- 新聞コラムやSNS等に掲載
- 子ども見守り強化の日を中心とした見守り活動の促進

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

⑤ 依存症対策

ア 多様化する依存症への対策

(健康福祉部 障害福祉課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

ゲーム障害やネット依存など多様化する依存症等への対策を強化します。

教育のICT化が進む中、官民連携の全県体制のもと、正しく安全なネット利用の促進を図るとともに、Webシステムを活用した個人の状況把握から多様な対応につなげ、本県ならではのネット依存対策に取り組めます。

▼具体的な取組

- 県内の依存症者の支援について関係機関と密接に連携しながら協議・検討を図る場として、静岡県依存症対策連絡協議会を実施
- 依存症患者が適切な医療・相談を受けられるよう、医療従事者、相談支援者向けの研修を実施
- ゲーム障害・ネット依存対策として、ワークショップや本人・家族向けの回復支援プログラムを実施
- 静岡県ネット依存度判定システムの管理、利用促進の取組
- 自然体験回復プログラム「つながりキャンプ」の企画・運営
- 「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」におけるネット依存対策ブースの設置

イ 薬物乱用防止に関する取組

(健康福祉部 薬事課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

薬学に関する知識をこどものうちから継続的に学習することにより若者の薬物乱用防止の一助とします。

▼具体的な取組

- 小・中・高校生を対象とした薬学講座の開催
- 大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会の開催

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

⑥ 非行防止と立ち直り支援

ア 関係団体が連携して取り組む啓発活動

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課／警察本部 人身安全少年課)

児童生徒の健全育成及び非行防止を図るとともに、学校等における児童・生徒の安全を確保するため、学校と警察と地域が連携を図ります。

問題を抱える少年に対する問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進します。

▼具体的な取組

- 静岡県学校警察地域連絡協議会における児童生徒の非行防止、犯罪被害防止、立ち直り支援
- 県下一斉「子供・若者育成支援推進強調月間」における街頭キャンペーン、広報啓発、立入調査及び街頭補導活動等の実施
- 「子供・若者育成支援推進強調月間県大会」の開催
- 青少年育成支援に係る研修会の開催
- 少年相談・継続補導・継続的支援への対応や立直り支援活動
- スクールサポーターの学校訪問

【第2】ライフステージ別の施策 ～(1)こどもの誕生前から幼児期まで～

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

- ① 不妊症・不育症に対する相談支援
- ② 性や妊娠に関する正しい知識の普及・健康管理の促進【再掲】
- ③ 妊娠期からの伴走型相談支援
- ④ 妊娠期から子育て期を通じた保健・医療の提供【再掲】
- ⑤ 相談・支援体制の整備

▼現状と課題

- 核家族化や地域との関わりの希薄化等により、身近に支援者がいないまま妊娠・出産を迎える母親も多くなっていることから、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組の推進が必要です。
- 妊娠時から妊産婦等に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。
- 医療の進歩等により、早期発見・早期治療されれば回復や予防が見込まれる疾病が増えていることから、適切な検査や治療につなぐ体制づくりが求められています。
- 不妊症や不育症、出生前検査妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化が求められています。
- 誕生前から、新生児、乳幼児期、学童・青年期への切れ目ない保健医療の提供体制や相談体制等を整備していくことが必要です。

▼こども・若者の“こえ”

- 出産費用、子育てにかかる費用の助成、不妊治療費用の助成をしてほしい。とにかく経済面への不安を少しでも減らすことが不可欠だと思います。

▼対応方針

- プレコンセプションケアに関する知識について、理解促進を図ります。
- 妊娠時から妊産婦等に寄り添った伴走型支援を推進します。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、出産・育児にかかる負担を軽減します。
- 母子の検診体制や医療が必要なこどもへの支援体制を整備し、医療との連携強化に取り組みます。
- 母子の健診体制や妊娠期から子育て期まで切れ目のない医療提供体制を構築し、安心してこどもを産み育てることのできる環境整備を進めます。
- 市町や地域における関係機関と連携し、医療が必要なこどもへの相談や支援体制を整備し、医療との連携強化に取り組みます。

▼各施策の数値目標

指標	現状値	目標値 (R11年度)
産後、助産師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	91.3% (R4年度)	100%
【再掲】 包括的な支援体制の整備を行った市町数	14市町 (R6年度)	35市町 (R10年度)

1

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

① 不妊症・不育症に対する相談支援

ア 不妊・不育症への総合的な支援

(健康福祉部 こども未来課)

安心してこどもを生ま育てられる環境の整備のため、不妊・不育症に関する社会全体の理解、患者個人への心理的支援、情報提供による受診促進、治療費助成による多角的な不妊・不育症対策を実施します。

▼具体的な取組

- 医師による面接相談の実施
- 不妊症や不育症に関するセミナーの実施
- 不妊治療費(先進医療)助成の実施
- 不育症検査費用助成の実施
- 不育症治療費助成を実施する市町を支援

1

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

② 性や妊娠に関する正しい知識の普及・健康管理の促進【再掲】

ア プレコンセプションケアの推進【再掲】

(健康福祉部 こども未来課・感染症対策課・健康増進課)

プレコンセプションケアについて広く県民に啓発し、将来の妊娠や出産のための健康づくりや身体管理に取り組めるための支援を行います。

思春期における不適切な性行動、喫煙や薬物乱用は、健康障害をもたらすことから、助産師、保健師の専門相談員に加え、同世代のカウンセラーが思春期特有の悩みに関して相談できる体制を整備し、思春期の健康障害の予防を図ります。

性感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、検査相談体制を整えます。

▼具体的な取組

- 県民、市町及び健康福祉センター職員、学校関係職員等に対する講演会及び研修会
- 普及啓発媒体の作成
- NPO 法人リプロダクティブヘルス研究会に委託した電話相談、面接相談及びメール相談の実施
- 性感染症の発生動向の把握及び検査、普及啓発の実施
- 母子健康手帳交付時等に合わせた、妊娠中の喫煙リスクに関する知識の普及啓発の実施

イ 学校における性教育【再掲】

(教育委員会 健康体育課)

学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を継続して実施します。

▼具体的な取組

- 教職員を対象とした性に関する指導の知識を深める研修会の開催
- 全教育活動を通じた性に関する指導の基本的な考え方や指導のあり方などの計画的・組織的共通理解の促進
- 外部講師(産婦人科医、助産師など)を活用した指導の実施

1

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

③ 妊娠期からの伴走型相談支援

ア 伴走型支援の充実

(健康福祉部 こども未来課)

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る市町に対して補助金を交付します。

▼具体的な取組

- 妊娠時から面談等、相談事業を実施する市町を支援
- 出産・育児用品の購入費や産後ケア事業の利用料助成のための経済的支援を実施する市町を支援

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

④ 妊娠期から子育て期を通じた保健・医療の提供【再掲】

ア 基礎疾患のある妊産婦等への相談支援【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の薬物に関する相談支援を推進します。

▼具体的な取組

- 基礎疾患のある妊産婦、妊娠を希望する女性、授乳中であって薬物治療を必要とする女性等を対象に妊娠と薬に関する相談の実施

イ 周産期メンタルヘルスケアの推進【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

核家族化や産後の早期退院化により、出産直後から母親が一人で育児をするケースが増え、母親が満足に健康回復できない、育児不安が増す等の問題が生じています。こうした母親に対して市町が行う産後ケア事業の推進及び妊娠期からの保健指導と妊産婦に関わる行政と医療の連携体制の構築を図ります。

▼具体的な取組

- 関係機関の連携体制整備を目的とした協議会、検討会の開催
- 技術支援を目的とした研修会の開催

ウ 周産期医療・小児医療の体制整備【再掲】

(健康福祉部 地域医療課)

妊婦健康診査による安全、安心なお産の確保とともに、妊娠、出産に係るリスクに対応する周産期医療体制を確保します。

小児患者の症状に応じた対応と家族の支援のほか、医療機関の役割分担と連携による地域における小児医療体制を整備します。

▼具体的な取組

- 電話で医師や看護師等に相談できる「静岡こども救急電話相談」の実施
- 周産期母子医療センターや小児救命救急センターの運営支援による周産期・小児医療体制の確保
- 産科医等に分娩手当を支給する病院への支援による周産期医療従事者の確保
- 初期小児救急医療体制の整備や小児救急リモート指導医相談支援事業などによる小児救急医療体制の確保

【エ】 乳幼児健康診査への支援【再掲】

(健康福祉部 こども未来課・健康増進課)

市町が実施している乳幼児健康診査を支援し、健診の質の平準化や受診率の向上等に取り組めます。

▼具体的な取組

- 母子保健法に基づき実施している1歳6か月児・3歳児健康診査マニュアルの作成及び改訂
- マニュアルを活用した検診の実施
- 検診の評価の方法や課題への対応方法の検討
- 乳幼児健康診査に関する支援者向け研修会の実施
- 乳幼児健康診査時等に合わせた、受動喫煙リスクに関する普及啓発の実施

【オ】 定期予防接種の推進【再掲】

(健康福祉部 感染症対策課)

予防接種法に基づき市町が実施している予防接種事業を支援します。

▼具体的な取組

- 予防接種センターの運営
- 居住市町を越えて広域的に予防接種が可能となる体制の整備

カ 先天性代謝異常等検査への支援【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

先天性代謝異常(先天性副腎過形成症を含む)及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)を早期に発見し、治療を開始するため、新生児の血液検査を行います。

▼具体的な取組

- 新生児マススクリーニング検査の費用への支援

キ 聴覚障害早期発見・治療・療育支援【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

先天性聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚スクリーニング検査受検率及び精密検査受診率 100%を目指すとともに、適切な早期検査体制、保護者の不安軽減及び言語獲得に必要な治療や療育へ繋げる支援体制を構築します。

▼具体的な取組

- 新生児聴覚検査機関への技術支援
- 新生児聴覚検査機器整備のための支援
- 家族への相談支援
- 東部、西部サテライト、特別支援学校への言語聴覚士派遣

ク 低出生体重児への支援【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

母子の健康の保持増進のため、母子健康手帳による保護者・行政・医療機関の情報共有がされているが、早産などによる低出生体重児では現行の手帳が活用されにくいとため、低出生体重児向けの母子健康手帳を作成・普及することにより、だれでも切れ目ない母子保健サービスが受けられる環境を整備します。

▼具体的な取組

- 「しずおかリトルベビーハンドブック」の日本語版及び外国語版(英語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、韓国語、スペイン語)を必要とする方に配布

- 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び各市町未熟児養育医療申請窓口にて低出生体重児向け母子健康手帳を配布
- 母子保健関係職員等を対象とした未熟児訪問指導者研修会の実施

ケ 入院中のこどもの家族への支援【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

こどもや付き添う家族が安心して入院できるように、施設内の修繕や簡易ベッド等の物品購入を行う医療機関を支援します。

▼具体的な取組

- 家族が休息するための施設内の修繕や物品等の購入を支援

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

⑤ 相談・支援体制の整備

ア 市町における包括的支援体制の構築【再掲】

(健康福祉部 福祉長寿政策課)

多様化・複合化する地域の生活課題に対応するため、分野や属性に関わらず相談を受け止める包括的な「相談支援」、社会とのつながりを再構築する「参加支援」、地域の活動環境の整備等の「地域づくりに向けた支援」など、市町の包括的な支援体制の整備を支援します。

▼具体的な取組

- 包括的支援体制構築に向けた専門的助言を行うアドバイザーの派遣及び連携担当職員の養成研修等による市町の取組支援

イ こどもの心の問題への支援体制整備【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

様々なこどもの心の問題・児童虐待や発達障害に対応するため、県立こども病院を拠点病院として各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制を整備します。

▼具体的な取組

- 地域の医療機関に対する診療支援
- 地域の保健福祉関係機関等との連携
- 医師・関係専門職に対する実地研修の実施
- こどもの心の診療に専門的に携わる医師等の育成

ウ 乳幼児教育相談の機能強化【再掲】

(教育委員会 特別支援教育課)

聴覚障害児や視覚障害児への早期支援の充実のため、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談の機能強化等の取組を推進します。

▼具体的な取組

- 医療・福祉等の関係機関や学校間で情報交換ができる会の開催
- 相談機能の強化や相談事業の周知
- 乳幼児教育相談マネージャーの配置

エ 予期せぬ妊娠に悩む女性への支援【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

思いがけない妊娠について、関係機関との協働により、妊娠・出産について相談できる体制を充実し、虐待の発生、深刻化の予防を図ります。

しずおか妊娠SOS相談窓口において「特定妊婦」と疑われる者で、医療機関による妊娠確認ができていない場合に産科受診支援を行うことにより医療機関に未受診のまま出産し、虐待に至る状況等の防止を図り、切れ目ない支援につなげます。

▼具体的な取組

- 思いがけない妊娠により悩みを抱えている女性が気軽に相談できる窓口「しずおか妊娠SOS」の運営
- 「特定妊婦」への市販の妊娠検査薬による確認(妊娠が明らかな場合を除く)
- 「特定妊婦」に対する医療機関への同行支援及び産科受診に対する支援

オ 専門家による教育相談の実施

(教育委員会 教育政策課)

不登校児童生徒の増加や、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応するため、福祉や心理職等の専門家による教育相談を実施します。

▼具体的な取組

- 専門家による面接相談及び電話相談対応
- 福祉等の支援機関への円滑な接続を支援

【第2】ライフステージ別の施策 ～(1)こどもの誕生前から幼児期まで～

2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- ① 待機児童対策
- ② 保育等の受け皿・人材の確保
- ③ 幼児期の教育・保育の質の向上
- ④ 特別な配慮を必要とするこどもへの支援

▼現状と課題

- 保育所等の待機児童は、施設整備が着実に進み減少傾向にあるものの解消には至っておらず、特に3歳未満児の定員拡大や、保育士の確保を進める必要があります。
- 共働き世帯の増加や就労環境の多様化などにより、多様な保育に対する需要が高まっており、安心してこどもを預けられる環境の整備が求められています。
- 保育所等における不適切保育に関する認識の共有と、職場環境の改善を進める必要があります。
- 車両送迎時における安全管理や、性被害防止などの保育における安全対策を徹底する必要があります。
- 障害など特別な配慮が必要なこどもの保育需要が増加しており、保育士等には高い専門性が求められています。

▼こども・若者の“こえ”

- 幼稚園、保育園に入りやすくする。
- 保育園に誰でもは入れるようになったらいいと思う。

▼対応方針

- 保育所等の待機児童ゼロを実現します。
- 多様化する需要に応える保育環境の充実を進めます。
- 安全・安心にこどもを預けられる保育環境を整備します。
- 質の高い幼児教育や保育により、こどもの健やかな成長を促します。
- 高まる保育需要や特別な配慮が必要なこどもに対応するため、高い専門性を有する保育人材の確保に取り組みます。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
保育所等待機児童数	16人	0人
保育士養成施設における入学定員充足率	64.5%	77.6%以上
しずおか保育士・保育所支援センターによる就職率	9.5%	12%
幼児教育施設の保育者と小学校等の教員の合同研修を実施した市町数	28 市町	33 市町

2

安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

① 待機児童対策

ア 待機児童の解消を目指す施設整備の推進

(健康福祉部 こども未来課)

待機児童の解消に向けて、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園や保育所等の整備を支援します。

▼具体的な取組

- 就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、地域の保育ニーズに応じた施設整備を支援
- 年度途中に入所する0～2歳児に対応するための保育士を、年度当初から配置する民間保育所・幼保連携型認定こども園を支援

イ 保育士の確保と定着促進

(健康福祉部 こども未来課)

保育士不足を解消し、多様な保育ニーズに対応した質の高い保育サービスを提供するため、保育士の確保や定着促進に取り組みます。

▼具体的な取組

- 保育士資格取得を目指す学生を対象とした修学資金等の貸与による人材確保
- しずおか保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就労支援
- 処遇改善につながる専門性の高いリーダー的保育士の育成研修の実施
- 保育現場に精通した専門家の施設巡回支援による定着促進

2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

② 保育等の受け皿・人材の確保

ア 待機児童の解消を目指す施設整備の推進【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

待機児童の解消に向けて、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園や保育所等の整備を支援します。

▼具体的な取組

- 就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、地域の保育ニーズに応じた施設整備を支援
- 年度途中に入所する0～2歳児に対応するための保育士を、年度当初から配置する民間保育所・幼保連携型認定こども園を支援

イ 保育士の確保と定着促進【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

保育士不足を解消し、多様な保育ニーズに対応した質の高い保育サービスを提供するため、保育士の確保や定着促進に取り組みます。

▼具体的な取組

- 保育士資格取得を目指す学生を対象とした修学資金等の貸与による人材確保
- しずおか保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就労支援
- 処遇改善につながる専門性の高いリーダー的保育士の育成研修の実施
- 保育現場に精通した専門家の施設巡回支援による定着促進

ウ 多様な保育の提供

(健康福祉部 こども未来課)

仕事をしながら子育てをする家庭の多様な保育ニーズに応えるため、市町と連携して、安心してこどもを預けて、育てることができる保育体制を整備します。

また、こどもの良質な成育環境を提供するため、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに捉われない支援を強化していきます。

▼具体的な取組

- 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する市町を支援
- 延長保育、一時預かり、病児・病後児保育を実施する施設を確保する市町を支援

2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

③ 幼児期の教育・保育の質の向上

ア 保育の質の向上

(健康福祉部 こども未来課)

こどもの健全な心身の発達を図るため、質の高い保育を推進し、良好な成育環境を確保します。

▼具体的な取組

- 0歳から2歳児までの乳幼児において、保育施設へのこどもの受入促進と保育の質の向上を図るため、保育士の手厚い配置に対して支援
- 専門性の高い指導的役割を担う保育士の養成を目的とした保育士等キャリアアップ支援を実施
- 保育士の負担軽減をし、保育の質の向上を図るため、業務見直しやICT活用に係る巡回支援を実施

イ 幼児教育の充実

(健康福祉部 こども未来課)

県内全ての保育者及び市町の幼児教育アドバイザー等の資質向上を図ります。

▼具体的な取組

- 市町幼児教育指導者研修や県の幼児教育サポートチームの訪問指導を通じて、市町の幼児教育アドバイザー等の資質向上を推進
- 幼児教育施設と小学校との連携や合同研修の実施を促進し、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を推進
- 特別な配慮を要するこどもへの支援など、園の多様な課題に対応するため、多職種からなる幼児教育サポートチームによる市町支援を強化
- 一人ひとりの育ちに合わせ小学校への円滑な接続を支援するため、インクルーシブ教育保育研究において開発した保育プログラムの普及を推進

ウ 私立幼稚園等の教育環境の整備

(健康福祉部 私学振興課)

園児に良好な教育が提供されるよう、教育環境の整備を支援します。

▼具体的な取組

- 遊具等の環境整備や ICT 化を支援
- 補助員等配置による業務の平準化を支援

エ 不適切保育の防止

(健康福祉部 こども未来課)

こどもの人権を尊重し、良好な成育環境を確保することで、安心してこどもを預けることができる環境を築きます。

▼具体的な取組

- 保育者同士の対話を中心とした、実践型の人材育成研修を実施し、不適切な保育を未然に防止
- 保育の総合相談窓口チャームを運営し、保育士や保護者等からの不適切保育が疑われる行為等の通報・相談に対して、必要に応じて、担当部署に情報提供し、実態把握を行う立入調査や、改善指導を実施

オ 安全・安心な保育体制の整備

(健康福祉部 福祉指導課・こども未来課)

車両送迎時における安全管理や、性被害防止などの保育における安全対策を徹底する必要があります。また、施設の整備及び運営基準の遵守を確認するための指導監査等を実施します。

▼具体的な取組

- 登降園管理システムやこどもの見守りサービス機器、睡眠中の事故を防止する機器等の ICT 導入の支援
- パーテーションや簡易更衣室などのこどものプライバシー保護のための設備や、保護者からの支援内容確認依頼等に応えるためのカメラ導入を支援

- 施設の整備及び運営基準の遵守や、安全対策の徹底のための指導監査や立入調査の実施
- 保育現場でリーダー的役割を担う職員を対象に、安全・安心な保育の提供に関する専門性の向上を図る保育士等キャリアアップ研修事業を実施



2

安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

④ 特別な配慮を必要とするこどもへの支援

ア 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活を支援します。

▼具体的な取組

- 保育所等において看護師等の雇上げに要する経費や、医療的ケア児を受け入れるための機器の導入を支援

【第2】ライフステージ別の施策 ～(2)学童期・思春期～

1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

- ① 主体的・対話的で深い学びの推進
- ② 特別支援教育【再掲】
- ③ 教育DX
- ④ 地域ぐるみで取り組む教育の推進
- ⑤ 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- ⑥ 社会参画・地域活動・社会貢献活動
- ⑦ 体力向上のための取組の推進
- ⑧ 学校保健の推進
- ⑨ 学校給食の普及・充実、食育の推進
- ⑩ 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等

▼現状と課題

- 予測困難な時代を生き抜き、新たな社会を創造する力を育む学校教育や家庭教育、体験活動等の充実が必要です。
- こどもたちはそれぞれ異なる背景やニーズを持っているので、個々のこどもたちに合った支援を提供することが必要です。
- こどもたちの学びの質を向上させるためには、デジタル技術を効果的に活用していくことが必要です。
- 地域の人的・物的資源を活用し、社会と共有・連携しながら、地域全体でこどもを育む学校づくりを進めることが求められています。
- こどもの体を動かす機会の減少や朝食の栄養バランスの偏り等を解消するため、より良い生活習慣を身に付けることが必要です。
- こどもへの教育に影響のある教職員の精神疾患による不調の防止に努めていく必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- 授業が簡単すぎる。みんなのレベルに合わせて進行するのがちょっとストレス。
- スポーツイベント開催を増やしてほしい。
- 学校の先生の負担を減らしてほしい(負担が減ることはいじめなどへの対応がされやすくなるはず)。

▼対応方針

- 多様な人々と協働しながら「生きる力」「新たな社会を創造する力」を身に付ける教育・体験活動を推進します。
- 自分の良さや可能性を認識し、他者を尊重する学校教育を推進します。
- デジタル技術を活用した学習や働き方等、新たな取組を推進します。
- 地域の実情に合わせたこどもの成長を促す活動を推進します。
- こどもたちの体力の向上やより良い生活習慣の獲得等、健全な成長を推進します。
- こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員等に対するメンタルケアに取り組みます。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができていると答える児童生徒の割合	小86.4% 中87.8%	毎年度90%
【再掲】特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合	幼 96.1% 小 95.8% 中 95.0% 高 64.2%	100% (R7年度)
【再掲】居住地の小・中学校との交流を行った特別支援学校の児童生徒数	1,078 人	1,500 人
授業中に I C T を活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	78.0%	100%
コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	小中 71.3% 高 53.4% 特 100%	小中 100% 高 100% 特 100%
未来を切り拓く Dream 授業参加者数	30 人	毎年度 30 人
学校の体育以外での 1 週間の運動時間	小5男子 497分 女子 293分 中2男子 706分 女子 522分	小5男子 510分 女子 330分 中2男子 850分 女子 650分
児童生徒における肥満傾向児（小学5年生）の割合	11.9%	減少 (R17年度)
学校保健計画に位置付けたがん教育を実施した小学校・中学校・高等学校の割合	51.1% (R4年度)	100%
管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設（病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く）の割合	76.1%	78% (R7年度)
多忙化解消に向けた研究成果を活用した学校の割合	小 92.8% 中 95.2%	小 100% 中 100%
静岡県教職員人材バンク登録者数	1,843 人	3,350 人

1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

① 主体的・対話的で深い学びの推進

ア 個別最適な学びと協働的な学び

(教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させます。

▼具体的な取組

- 学習指導要領に基づき教育課程を見直し、特色ある学校づくりへとつなげていくことができるよう、教務主任連絡協議会で働き掛け
- 社会総がかりで取り組む教育を推進するため、寄附金を活用し、家庭や地域における教育力の向上や、主体的な学びを深める教育の充実
- 非認知能力向上に繋がる具体的指導手法・指標の構築、新たな教員研修の構築等の推進
- 静岡式 35人学級編制の実施や市町と連携した学校改善・授業改善の継続的な実施による、きめ細かで質の高い学びの実現
- デジタル技術等を効果的・効率的に活用し、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現

1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

② 特別支援教育【再掲】

ア 特別支援教育の充実【再掲】

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害の特性に配慮した適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進します。

また、特別支援学級への非常勤講師の配置や教員研修など、小中学校における特別支援教育の充実を図ります。

▼具体的な取組

- インクルーシブ教育システム構築の理念の下、交流等の機会の充実や、切れ目のない指導や支援の実施に向けた共生・共育の推進
- 「学齢部会」や「特別支援教育推進会議」における特別支援教育の理念や具体的な施策の共通理解の推進
- 特別支援教育に関する教員研修の実施
- 特別支援学級への非常勤講師の配置や通常学級への学び方支援サポーターの配置

イ インクルーシブな学校運営モデルの構築【再掲】

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築します。

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施します。

▼具体的な取組

- 「共生・共育」(静岡県版インクルーシブ教育システム)の在り方策定
- 必要な支援の内容が、切れ目なく引き継がれるための校種間の連携
- 障害のあるこどもと障害のないこどもが、同じ場で共に学ぶことを追求しつつ、「個の教育的ニーズに応じた学び」を保障することを推進

- 伊豆田方分校における「共同授業」（田方農業高校のライフデザイン科セラピーコースで実施）の他学科コースへの導入
- 専門高校と特別支援学校の生徒のインクルーシブ教育を「社会に開かれた教育課程」とし、両校の生徒のキャリア形成と地域社会の発展を支援
- 海外視察研修による3つの視座を研究した体制づくり（①学校教育の在り方（フィンランド）、②社会教育と学校の在り方（スウェーデン）、③教育委員会と学校との関係性（アメリカ））
- 地域を活用した交流及び共同学習の推進



1

安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

③ 教育DX

ア スクール DX の推進

(健康福祉部 私学振興課／教育委員会 教育DX 推進課)

多様なこどもたちを誰一人取り残さない教育を推進するため、デジタル技術を活用した新しい学びのスタイルを推進します。

▼具体的な取組

- 教育の質を向上させるための ICT 環境の整備
- 教育データの集約や共有など、利活用の推進
- デジタル技術の活用による効果的な指導ができる教員の育成に資する研修の実施
- ICT 活用指導力の向上に向けた市町教育委員会と連携の推進

1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

④ 地域ぐるみで取り組む教育の推進

ア コミュニティ・スクールの推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

家庭や地域の人々とともにこどもを育てていくという視点に立ち、地域等と学校が協働する体制を構築し、学校内外の教育力向上に向けた取組を推進します。

▼具体的な取組

- コミュニティ・スクールの導入や活動の充実に向けて、市町訪問や事例共有等による取組の推進
- 「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールの設置・運営を推進
- 地域の教育力を活用した放課後等における学習支援の推進
- 地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の一層の推進

イ 地域学校協働活動の推進

(教育委員会 教育政策課・社会教育課)

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びを支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指した体制(地域学校協働本部等)を推進します。

▼具体的な取組

- 学校・家庭・地域の連携推進を目的とした研修会の開催
- 放課後子供教室等の関係者を対象とした安全管理研修会の開催
- 放課後、土曜日等に学習支援を実施する市町の補助
- 大学のゼミ等による高校生の探究支援や企業による学校への出前授業実施、SDGs 達成に資する学校の取組における企業との協働の推進等、大学や企業等との連携により、こどもたちの主体的な学びを充実

1

安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

⑤ 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 学校における部活動の推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、中学校等の学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への展開に向けた体制整備を行います。

文化部活動指導のため、専門的スキルを持った外部指導者の派遣を行います。また、自らの才を磨き自立を目指し、芸術文化の継承、発展、創造に寄与する人材を育成します。

▼具体的な取組

- 拠点市町・拠点校において、休日の中学校等の学校部活動の地域展開に向けた指導者の確保や費用負担の在り方等に関する実証事業を実施
- 地域人材を活用した部活動指導員を配置することで、部活動の地域連携を推進
- 「文化系部活動指導者」を県立学校に派遣
- 教員では専門的な指導ができない部活動における地域の人材の活用
- 演劇専攻を設置し、超一流の演劇アーティストとの出会いを通じて、演劇にとどまらない多様な分野で活躍する人材の育成
- 生徒の自主性を尊重した指導の普及

イ 大規模国際スポーツ大会レガシーの推進(ラグビー・オリパラ)

(スポーツ・文化観光部 スポーツ政策課)

ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック競技大会の本県開催の成果をレガシーとして継承し、スポーツの聖地づくりを推進します。また、スポーツ交流人口の拡大を目指し大規模大会や合宿等の誘致を行います。

▼具体的な取組

- ジュニア世代やラグビー等の合宿・大会の誘致
- 県民のスポーツ観戦勧奨デーの実施
- 武道ツーリズムの推進
- こどもを対象としたサイクルレースの実施

ウ 総合型地域スポーツクラブ活動支援

(スポーツ・文化観光部 スポーツ振興課)

市町や中間支援組織などの関係団体と連携して、静岡県広域スポーツセンターが総合型地域スポーツクラブの設立、登録等の支援を行うことにより、クラブの自立的な運営を促進し、県民のスポーツ活動の場の充実を図ります。

▼具体的な取組

- 研修会の開催や相談窓口の設置
- 地域のスポーツの拠点となる総合型地域スポーツクラブの育成・支援



1

安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

⑥ 社会参画・地域活動・社会貢献活動

ア 地域に貢献できる人材の育成

(企画部 総合教育課／危機管理部 危機情報課／健康福祉部 薬事課)

地域に貢献できる人材を育成し、活躍の場を創出するため、産学官の連携を強化し、地域や社会の要請に応える学びの充実に取り組みます。

▼具体的な取組

- 自分の命を守ることができる者、家庭の防災リーダーとなる者、地域の防災リーダーとして期待される者の育成
- こどもたちの能力を更に伸ばす機会を創出するため、中学生を対象に、国内外で活躍する講師の講義やグループディスカッション等による学びの機会を提供
- ふじのくに地域・大学コンソーシアムによる地域学講座の提供や地域・企業と連動した地域活動の支援
- 将来に向けた安定的な献血者の確保に向け、引き続き、若年層を中心とした啓発活動の実施

1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

⑦ 体力向上のための取組の推進

ア こどもの体力向上の推進

(教育委員会 健康体育課)

こどもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こし、社会全体の活力が失われることが懸念されることから、体育の授業等において運動好きなこどもを増やす取組や授業以外の運動時間を増やす取組を通じて、こどもの体力向上を目指します。

▼具体的な取組

- 運動好きなこどもを増やすため、実技指導協力者を体育授業等に派遣
- 運動の機会を創出し、体育授業以外の運動時間を増やすため、体力アップコンテストしずおかの開催やこどもの体力向上ホームページにおける運動プログラムの提供等の取組

1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

⑧ 学校保健の推進

ア 感染症等対策の推進

(健康福祉部 感染症対策課)

中高生を対象に、性感染症の正しい知識の普及を行うとともに、県内全保健所にて、夜間を含むHIV、梅毒等性感染症の検査を実施するほか、電話・来所での相談に対応していきます。

▼具体的な取組

- 性感染症やHPVワクチン等に関する正確な情報提供
- 中学・高校での思春期講座及びエイズピアカウンセラー養成講座の開催
- HIV・梅毒等の検査及び性感染症に関する相談体制の整備

イ 生活習慣病予防の推進

(健康福祉部 健康増進課)

生涯を通じた健康づくりの一つとして、こどもの頃から望ましい生活習慣を形成するための取組を推進します。

▼具体的な取組

- 生活習慣病予防のため、こどもの頃から絵本等の教育教材を活用した健康教育を実施

ウ 健康教育の充実

(健康福祉部 健康増進課・薬事課／教育委員会 健康体育課)

児童生徒に対する健康教育の充実を図り、児童生徒の健康課題に対する正しい理解の促進を図ります。

▼具体的な取組

- 養護教諭の資質向上を図るための研修や訪問指導の充実
- がんに関する正しい知識の理解促進のための教職員や外部講師を対象とした研修の実施

- 小学校、中学校、高等学校、大学等における「薬学講座」や「薬物乱用防止教室」の実施による薬物乱用防止教育の実施
- 学校、関係団体、関係機関が連携し、小中高校生に対してたばこの害に関する講座や教材配布等の継続的な取組等による防煙教育や受動喫煙防止に対する啓発を推進
- う蝕(むし歯)予防等について、関係団体や学校医、教育委員会など、関係者が連携し、こどもたちへの周知・啓発を推進

エ 児童生徒の健康の保持増進

(教育委員会 健康体育課)

学校における児童生徒の健康の保持増進を図るための取組を推進します。

▼具体的な取組

- 学校保健安全法に基づく児童生徒の健康診断が適切に実施されるよう指導・助言

1

安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

⑨ 学校給食の普及・充実、食育の推進

ア 学校給食の充実【再掲】

(健康福祉部 健康増進課／教育委員会 義務教育課・特別支援教育課・健康体育課)

栄養バランスのとれた学校給食を提供し、「生きた教材」として活用を図ることで、食に関する指導を効果的に行います。

また、保育所等において継続的に食事を提供する特定給食施設に対し、適切な指導や助言、情報提供を行います。

▼具体的な取組

- 栄養教諭、学校栄養職員、食育担当者を対象とした資質向上を図るための研修・講習の充実
- 学校給食を「生きた教材」として活用し、学校全体で食育に取り組むため、食に関する指導の全体計画の作成と活用を推進
- 管理栄養士・栄養士が未配置の特定給食施設に対し、必要な情報提供、相談対応、指導等の実施
- 学校給食の調理場への衛生管理等に関する訪問指導の充実

イ 食育の推進

(健康福祉部 健康増進課／経済産業部 マーケティング課・食と農の振興課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

食に関する体験を通して、食への関心を高め、望ましい食生活を自ら実践できる力を身につけるための食育を推進します。また、食と農による地域経済の好循環を生み出すため、地域の生産者や産地、食文化に対する県民の理解を促進します。

▼具体的な取組

- 栄養教諭、学校栄養職員、食育担当者を対象とした資質向上を図るための研修・講習の充実
- 学校給食を「生きた教材」として活用し、学校全体で食育に取り組むため、食に関する指導の全体計画の作成と活用を推進
- リーフレットや絵本の作成及び活用を通じて、児童生徒が栄養バランスや咀嚼の大切さ等の望ましい食生活に関する知識の習得

- 減塩や野菜摂取に配慮した料理をつくる体験や茶葉で入れた緑茶を飲む体験等を通じて、こどもが食と健康の関わりや静岡の食文化を学ぶ機会の提供
- 高校生による給食コンテストの開催
- 農林漁業体験講座等の開催
- 市町等による食育事業への助成
- 大学生及び専門学校生を対象とした地域の食を学ぶ授業の開催



1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進

⑩ 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等

ア 学校の働き方改革の推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

児童生徒たちの指導・支援を充実させるため、教員が教員でしかできない業務に専念できるよう、学校の働き方改革を推進します。

▼具体的な取組

- デジタル技術の活用による教職員の業務効率化の推進
- 各校の教職員を中心とした業務改善の推進
- 教員と学校事務職員等との役割分担の見直しなど学校運営の改革
- 教員でなくてもできる業務を担う「スクール・サポート・スタッフ」の配置

イ 指導・運営体制の充実等

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

生徒指導提要の改訂等を踏まえた指導内容の充実により、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばします。

▼具体的な取組

- 系統的に人間関係づくりの基盤を育む「人間関係づくりプログラム」の改訂
- 生徒指導連絡協議会で生徒指導提要の内容を踏まえて、理解と周知
- 各校での実践例等の情報交換
- 小学校1年生に対する、きめ細かな支援を行う支援員の配置

ウ 教職員研修の推進

(健康福祉部 私学振興課／教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けるとともに、こども一人ひとりの学びを最大限に引き出し、こどもの主体的な学びを支援する伴走者となる教員を育成します。

また、私立学校の教員の研修を推進し、魅力ある私立学校づくりを支援します。

▼具体的な取組

- キャリアステージに応じた教員の資質能力の更なる向上を図る研修、様々な教育課題に関する専門的な研修を実施
- 高等教育機関や民間企業との連携による幅広い研修機会を提供
- 私学団体が行う新規採用教員研修や経験者研修を支援

エ 教育人材の確保

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

教員採用試験の見直しや教職の魅力発信等により、教育に携わる人材の確保を図ります。

▼具体的な取組

- 大学ガイダンスや中高生を対象とした教職セミナーなど、教職の魅力発信、広報活動を実施
- 教員採用試験の早期化や特色ある募集等による志願者の増加や質の確保の担保
- 「静岡県教職員人材バンク・静岡県教職員OB人材バンク」を活用した教育に携わる人材の確保

オ 公立学校教員のメンタルヘルス対策

(教育委員会 教育厚生課)

公立学校教員などに対するメンタルケアに取り組めます。

▼具体的な取組

- メンタル不調の未然防止のための心理的負担程度検査(ストレスチェック)の実施
- カウンセリングや電話・面談でのメンタルヘルス相談の実施

【第2】ライフステージ別の施策 ～(2)学童期・思春期～

2 居場所づくり

① こどもの居場所づくり

▼現状と課題

- 核家族化や共働きの進展、ひとり親家庭の増加等に伴い、学校や家庭とは別に、こどもが自由に過ごすことができ、時には悩みごとを相談できる居場所が求められています。
- こどもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所をつくる必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- 家や学校など、どこにも居場所がないこどもを受け入れる場所がほしい。
- 大人に相談するところ以外に、こども(同じ境遇)で話したり、関わり合ったりできる場を作ってほしい。
- 学童が足りてない。我が子が通う小学校は3年生で出されてしまう。今後利用人数が多くなるのに、足りている所との差も激しい。早急に対応してくれないと、今後働く事も難しくなる。また、こどもの安全が保証できない。

▼対応方針

- 年齢を問わず、互いの人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。
- こどものこえを聴きながらの居場所づくりを推進します。
- 放課後のこどもの遊びと生活場である放課後児童クラブの運営を支援します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
こどもの居場所がある小学校区の割合	53.7% (R 6年度)	100%
放課後児童クラブ待機児童数	674 人	0 人
放課後児童支援員の養成者数	442 人	毎年度 470 人

2 居場所づくり

① こどもの居場所づくり

ア 地域学校協働活動の推進

(教育委員会 社会教育課)

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びを支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指した体制(地域学校協働本部等)を推進します。

▼具体的な取組

- 学校・家庭・地域の連携推進を目的とした研修会の開催
- 放課後子供教室等の関係者を対象とした安全管理研修会の開催
- 放課後、土曜日等に学習支援を実施する市町を支援

イ こどもの居場所づくりの推進【再掲】

(健康福祉部 こども家庭課／教育委員会 高校教育課)

こども食堂や学習支援の場など、多様なこどもの居場所づくりを促進するため、寄附金を活用して、こどもの居場所づくりに取り組む団体等への助成を行います。

また、こどもの居場所の運営等に係る相談窓口を設置し、安定的・継続的な居場所の運営に向けた支援を行います。

さらに、こどもの居場所マップ等により、居場所の活動周知や利用促進に取り組みます。

▼具体的な取組

- ふるさと納税等の寄附金を活用したこどもの居場所づくりの促進
- クラウドファンディング型こどもの居場所づくりプロジェクトによるこどもの居場所の活動拡大の支援
- コーディネーターを配置し、居場所の運営に係る相談窓口を設置
- 食材や場所、ボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体を募集し、マッチングを実施
- こどもの居場所マップ等による広報啓発
- 悩みを抱える生徒の問題や課題の早期発見・解決を図るため、多様な生徒が在籍する県立高校に居場所カフェを設置

ウ 放課後児童クラブ・児童館の充実

(健康福祉部 こども未来課)

放課後児童クラブの待機児童の解消を図るための施設整備や設備の充実を図る市町を支援するとともに、放課後児童クラブを運営する市町に対し運営を支援することにより、こどもが放課後に安心して生活できる場の提供を促進します。

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的に市町等が設置する児童館の整備を支援することにより、児童福祉の増進を図ります。

▼具体的な取組

- 放課後児童クラブの施設整備等を行う市町を支援
- 放課後児童健全事業を実施する市町を支援
- 放課後児童クラブに従事する人材を養成する研修及び従事する職員の資質向上のための研修を実施
- 児童館の整備を行う市町等を支援
- 児童館に従事する職員の資質向上のための研修を実施

【第2】ライフステージ別の施策 ～(2)学童期・思春期～

3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- ① 小児医療の充実
- ② 性や妊娠に関する正しい知識の普及・健康管理の促進【再掲】
- ③ こころのケアの充実

▼現状と課題

- 核家族化や地域との関わりの希薄化等により、身近に支援者がいないまま妊娠・出産を迎える母親も多くなっていることから、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組の推進が必要です。
- 誕生前から、新生児、乳幼児期、学童期及び青年期への切れ目ない保険医療体制を整備していく必要があります。
- 様々なこどもの心の問題や児童虐待等に対応するための支援体制を整備する必要があります。

▼対応方針

- 母子の健診体制や妊娠期から子育て期まで切れ目のない医療提供体制を構築し、安心してこどもを産み育てることのできる環境整備を進めます。
- プレコンセプションケアに関する知識について、理解促進を図ります。
- 医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の整備を推進します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
【再掲】 プレコンセプションケアに関する 講習会参加者数	58 人	80 人

3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

① 小児医療の充実

ア 小児医療の体制整備

(健康福祉部 地域医療課)

小児患者の症状に応じた対応と家族の支援のほか、医療機関の役割分担と連携による地域における小児医療体制を整備します。

▼具体的な取組

- 電話で医師や看護師等に相談できる「静岡こども救急電話相談」の実施
- 小児救命救急センターの運営支援による小児医療体制の確保
- 初期小児救急医療体制の整備や小児救急リモート指導医相談支援事業などによる小児救急医療体制の確保

3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

② 性や妊娠に関する正しい知識の普及・健康管理の促進【再掲】

ア プレコンセプションケアの推進【再掲】

(健康福祉部 こども未来課・感染症対策課・健康増進課)

プレコンセプションケアについて広く県民に啓発し、将来の妊娠や出産のための健康づくりや身体管理に取り組めるための支援を行います。

思春期における不適切な性行動、喫煙や薬物乱用は、健康阻害をもたらすことから、助産師、保健師の専門相談員に加え、同世代のカウンセラーが思春期特有の悩みに関して相談できる体制を整備し、思春期の健康阻害の予防を図ります。

性感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、検査相談体制を整えます。

▼具体的な取組

- 県民、市町及び健康福祉センター職員、学校関係職員等に対する講演会及び研修会
- 普及啓発媒体の作成
- NPO 法人リプロダクティブヘルス研究会に委託した電話相談、面接相談及びメール相談の実施
- 性感染症の発生動向の把握及び検査、普及啓発の実施
- 母子健康手帳交付時等に合わせた、妊娠中の喫煙リスクに関する知識の普及啓発の実施

イ 学校における性教育【再掲】

(教育委員会 健康体育課)

学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を継続して実施します。

▼具体的な取組

- 教職員を対象とした性に関する指導の知識を深める研修会の開催
- 全教育活動を通じた性に関する指導の基本的な考え方や指導のあり方などの計画的・組織的共通理解の促進
- 外部講師(産婦人科医、助産師など)を活用した指導の実施

3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

③ こころのケアの充実

ア こどもの心の問題への支援体制整備【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

様々なこどもの心の問題・児童虐待や発達障害に対応するため、県立こども病院を拠点病院として各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制を図ります。

▼具体的な取組

- 地域の医療機関に対する診療支援
- 地域の保健福祉関係機関等との連携
- 医師・関係専門職に対する実地研修
- こどもの心の診療に専門的に携わる医師等の育成

【第2】ライフステージ別の施策 ～(2)学童期・思春期～

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- ① 消費者教育
- ② ライフデザイン教育
- ③ なりたい職業に就くための支援
- ④ 若者の職業能力形成・就職支援等

▼現状と課題

- こどもが消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる必要があります。
- 乳幼児と触れ合う機会や様々な技能・技術、人生の先輩との交流等を経験することにより、自己のこれからのライフプランを考える機会を提供する必要があります。
- 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら社会的・職業的自立に向けての資質・能力を身に付けるための取組が求められます。

▼こども・若者の“こえ”

- 学校のカリキュラムを知る出張講座等があると良い。
- 農業をやる人を増やす。そのためにはどうしたらいいかみんなで考える。

▼対応方針

- 教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。
- こどもが自らのライフデザインを描くための意識啓発や体験、情報等の提供を行います。
- 地域や産業界との連携を深めながら、インターンシップ等の職業教育を推進します。
- 専門的知識や技術を身につけるための人材育成と就職支援を推進します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
インターンシップを実施した高等学校の割合	83.5%	100%
「キャリア・パスポート」を利用して指導した学校の割合	89.0%	毎年度100%
WAZAチャレンジ教室参加者数	2,304 人	2,400人 (R7年度)
現場体感見学会・出前講座実施学校数	25校	毎年度20校 (R7年度)

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

① 消費者教育

ア 消費者教育の推進

(くらし・環境部 県民生活課／教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課)

消費者トラブルの被害者にも加害者にもならない、自立した消費者を育成する消費者教育に取り組めます。

▼具体的な取組

- 安全・安心な消費生活に必要な知識を学ぶ「消費者教育出前講座」を実施
- 自立した消費者の育成に向け、消費者トラブルの現状や対応等に関する教職員研修を実施
- 公民、家庭科、商業科等の科目を中心に消費者問題と消費者保護のあり方を学習するなど、学習指導要領を踏まえた消費者教育の実施

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

② ライフデザイン教育

ア ライフデザイン教育の推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導の推進を行います。

▼具体的な取組

- 学校行事や体験学習を通じて、自己を見つめ直し、新たな学びや生活への意欲を育み、将来の生き方を考える活動の充実
- 個別の教育支援計画を元にし、長期的な視点で本人、家庭、学校と願う姿を共有しながらの指導の実施

イ 若い世代向け結婚・子育てライフデザインの啓発

(健康福祉部 こども未来課)

学校のキャリア教育と連携し、様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、その前提となる知識や情報を学び、将来のライフデザインについて主体的に考える機会を提供します。

こども・若者や子育て世代との交流や育児体験の機会を創出することにより、若い世代が将来のライフデザインについて主体的に考える機会を提供します。

▼具体的な取組

- 若い世代が、就職のみならず結婚、妊娠・出産、子育て等のライフイベントを前向きにイメージし、自分事として将来を主体的に考えるきっかけを提供する、若い世代向け結婚・子育てライフデザイン応援事業の実施
- 県内で活動する子育て支援団体による若い世代と子育て世代との交流・体験事業を実施

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

③ なりたい職業に就くための支援

ア キャリア教育の推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

こども・若者自身がキャリアプランニングの視点を持ち、勤労観や職業観を養い、職業的自立に資する能力・態度を身につけるため、地域や産業界との連携を深めながら、インターンシップ等の体験的学習を含めた職業教育を推進します。

また、就業に必要な知識・技能の習得に向けた機会を確保したり、高度外部人材の活用や大学等との連携を更に進めたりすることで、高度な技術・技能を身に付け、将来的に地域産業で活躍する人材の育成を促進します。

▼具体的な取組

- 職場見学や職場実習等の体験的学習を積み重ね、地域や企業と連携しながら職場実習を実施
- 各校における個別の指導計画の作成や「キャリア・パスポート」を活用し、一人ひとりに応じたキャリア教育を実施
- 専門科目の実験・実習等における高度技術者等の招聘
- 高校生が大学や企業等に出向き、高度な知識・技術に触れたり、研究体験や実習を行ったりする機会の促進
- 県のプロジェクトや関係機関と連携し、次代を担う産業人材の育成及び関係高校の魅力の向上

イ 専門的教育の推進

(健康福祉部 介護保険課・地域医療課／経済産業部 職業能力開発課・農業ビジネス課・林業振興課・水産振興課／交通基盤部 建設政策課・建設業課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

高度な実践力と豊かな想像力を持ち、地域社会や現場のリーダーや、プロフェッショナルとなり得る人材を養成します。

また、優れた技術・技能を持った技能士の指導による体験教室を通じて、次代の本県産業を担う児童生徒の技術・技能への関心を高め、その大切さを知ることを目指します。

▼具体的な取組

- 福祉施設における職場体験を実施
- 産学官が一体となり建設産業の重要性や仕事としての魅力を情報発信する「静岡どぼくらぶ」を通じた建設現場体感見学会・出前講座の開催
- 医学科への進学を目指す県内の高校生等を対象に、病院見学を実施し、医療器具の体験や医療従事者と接する機会を設けることで、本県の医療を支える人材を育成
- 県内の小中学校等を対象に、製作物(アートモザイク、銅板へら出し、フラワーアレンジメント等)を作成する体験教室の開催
- 小中高校を訪問し、福祉職のイメージアップのためのセミナー等を行い、未来を担う福祉人材の参入促進
- 若手介護職員等による高校及び大学における出前講座の実施や、インターンシップ体験・提案プログラムの実施
- 漁業高等学園で、県内漁業の担い手として、全国の15～30歳の若年層を対象に、1年間の全寮制により実践的な教育の実施
- 農業高校の生徒を対象に、将来のアグリスペシャリストを育成するための「夢・未来塾」の開催や農林環境専門職大学と県学校農業クラブ連盟と連携して、高校生の就農意欲を啓発する研修を実施
- 職業系専門学科の高校生を対象に、地域の林業経営体や森林所有者等と連携して、林業への就業を啓発する出前講座を実施

ウ 外国につながるのあるこどもの活躍支援

(企画部 多文化共生課)

外国人学校(ブラジル人学校)に通う児童・生徒等に対して、キャリア意識の形成のための講座や活躍する外国ルーツの若者からの講話を行い、キャリア意識の醸成を図る機会を提供します。

▼具体的な取組

- 静岡県内のブラジル人学校(中等部・高等部)に通うこどもたちを対象に、外国人雇用企業の担当者や、活躍する先輩による講話の実施
- 上記講座に出席した生徒のうち、希望者に対して、就業、進学支援及び個々の事情に応じた包括的な相談支援の実施

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

④ 若者の職業能力形成・就職支援等

ア 適切な進路指導の推進

(教育委員会 高校教育課・特別支援教育課)

発達段階に応じて、社会生活における職業の意義と役割や雇用と労働問題等についての指導が着実に実施されるように努めます。

▼具体的な取組

- 進路指導主事研修会や各地区での進路指導地区研修会において、各校の進路指導の取組を共有
- 進路指導連絡協議会等で各校の段階的な進路指導についての情報交換の実施

イ 就職支援・マッチングの推進

(健康福祉部 介護保険課／経済産業部 産業人材課・林業振興課／教育委員会 高校教育課)

就職促進のために、求人・求職間のマッチングの機会を設け、円滑な就業と確実な定着を図るとともに、関係機関と連携した総合的な就職支援を実施します。

▼具体的な取組

- しずおかジョブステーションにおけるハローワーク等と連携した就職支援の実施
- 福祉現場への人材供給促進のためのハローワークでの出張相談や、就職ガイダンス、就職&進学フェアの開催
- 福祉職場への人材供給を促進するため、求人・求職間のマッチングを行う「キャリア支援専門員」を配置
- 林業会社と就業希望者とのマッチングの機会等を設けるための就業相談会の開催やインターンシップの実施支援
- 就職支援や就職ミスマッチによる早期離職を防止するため、就職コーディネーターを配置

【第2】ライフステージ別の施策 ～(2)学童期・思春期～

5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

- ① いじめ防止対策の体制構築・連携強化
- ② 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、要因分析
- ③ 不登校のこどもへのアウトリーチ、プッシュ型・伴走型支援

▼現状と課題

- 支援を必要とするこどもの増加に対し、関係機関の連携等による対策の強化が必要です。
- 本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、年々増加傾向にあります。
- 本県の小・中・高等学校における不登校者数は、令和3年度以降いずれの校種においても増加しています。
- フリースクールとの連携やメタバース空間の活用など、不登校児童生徒の多様な学びの場の確保が必要です。

▼こども・若者の“こえ”

- いきなり、自殺などの難しい課題から解決しようとするのではなくて、いじめなどの小さな問題から少しずつ解決すれば全て解決される。
- いじめをしてはいけないことだとは分かっているが、加害者側の話もちゃんと聞いてあげてほしい。
- 自分がいじめられている時、自分から相談とかできなかった。自分が悪いと思ってたから。元気で明るいふりしてた。でも誰かに気付いてもらいたかった。
- 先生や大人と話せる時間を作ってほしい。
- 不登校は長引くと将来を大きく変えてしまうものだし、早急に対策を取るべき。明確な理由がなく軽い理由が積み重なった場合もあるので、クラス以外にも居場所はあることを早急に教えてあげるべき。
- 困っていることがある時に相談できて、一緒に解決してくれる人が居る場所があって欲しい。

▼対応方針

- いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図ります。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察やフリースクール等の外部専門機関との連携促進等の取組を推進します。
- 不登校児童生徒の多様な学びの場・居場所づくりを推進します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数	1,515件	毎年度 1,250件
公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールカウンセラーの人数	小中144人 高校 37人	小中 169人 高校 45人

5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

① いじめ防止対策の体制構築・連携強化

ア いじめ防止対策の強化

(健康福祉部 私学振興課／教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を促進します。

▼具体的な取組

- インターネットを通じて行われるいじめ問題等に早期発見、早期対応、早期解決するための監視調査の実施
- いじめの現状について教員の理解を深め、その資質向上を図るため、調査及び分析結果の学校への報告及び研修会等の開催
- いじめ防止対策推進法を踏まえた各校におけるアンケート調査やカウンセラーによる相談等の実施
- 生徒指導担当者連絡会議などの機会を通じて、各学校においていじめ対策のための組織を招集し、組織的な対応の中で確認や話合いの機会をもつことや、人権教育についての研修を行うなど、いじめに対する教職員の意識改革の推進
- いじめをはじめとする各種相談窓口の設置

イ いじめ対応における関係機関の連携

(警察本部 人身安全少年課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

学校警察連携制度の活用、スクールサポーターの学校への訪問活動等により、学校と連携していじめ事案の早期把握に努め、的確に対応していきます。

▼具体的な取組

- 警察、学校及び教育委員会の三者で全般的な情報交換と少年の健全育成に向けた協議を行う学校警察連絡協議会を開催
- 学校警察連携制度に基づき情報を共有し、学校と警察の相互連携の一層の強化を図る
- 警察と学校とをつなぐ「かけ橋」として、スクールサポーターによる学校訪問等を実施

ウ 人権教育の推進

(教育委員会 教育政策課)

個人の尊厳を認め合う人間を育成するため、「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」を目標に、家庭、学校、社会等のあらゆる場において、人権教育の充実に努めます。

▼具体的な取組

- 人権教育における指導力向上のため、社会動向等新たな情勢も踏まえた担当者研修会の実施、「人権教育の手引き」の作成と配布
- 人権教育啓発のための指導方法の研究
- 人権教育の充実に向け、市町の人権教育活動を支援(市町人権教育連絡協議会の活動費助成、人権啓発指導者養成講座、人権教育に関する調査、研究)

5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

② 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、要因分析

ア 支援体制の構築【再掲】

(教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

困難を有するこども・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制「子ども・若者支援ネットワーク」を構成します。

児童生徒自身が、1人1台端末等を活用して、個々に抱える悩みに対応する相談窓口を把握できるシステムを構築し、悩みを抱えるこどもたちを適切な窓口につなげます。

▼具体的な取組

- 困難を有するこども・若者及びその家族を支援する機関相互の連携及び情報交換の実施
- 困難を有するこども・若者及びその家族を支援するために、合同相談会の開催
- ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有するこども・若者やその家族の支援に関わる県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレット「ふじのくにi（アイ）マップ」の公開
- 「なやみ相談ナビ『はなそっと』」の開設及び相談窓口の担当者間で共有するための「関係機関リスト」を作成

5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

③ 不登校のこどもへのアウトリーチ、プッシュ型・伴走型支援

ア 多様な学びの場の確保に向けた取組

(教育委員会 義務教育課)

フリースクールとの連携強化やメタバースの活用等により、不登校児童生徒の多様な学びの場・居場所づくりを推進します。

▼具体的な取組

- フリースクールとの連携強化や運営費の助成により、不登校児童生徒の多様な居場所づくりを公民連携の下で推進
- 不登校児童生徒のためのメタバース上の学びの場・居場所として、バーチャルスクールを新たに設置・運営
- 市町の教育支援センターの機能強化や、校内教育支援センターの設置の推進

イ スクールカウンセラー等を活用した相談体制の整備

(健康福祉部 私学振興課／教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を進め、外部機関と連携し、チーム学校として相談体制の整備や教職員の対応能力の向上に取り組みます。

▼具体的な取組

- 福祉等の支援機関への円滑な接続を支援
- 専門性の高い相談対応
- 私立学校へのスクールカウンセラー等の配置支援
- 効果的なスクールカウンセラー等の活用を促すとともに、教職員の対応能力の向上を推進

ウ 専門家による教育相談の実施【再掲】

(教育委員会 教育政策課)

不登校児童生徒の増加や、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応するため、福祉や心理職等の専門家による教育相談を実施します。

▼具体的な取組

- 専門家による面接相談及び電話相談対応
- 福祉等の支援機関への円滑な接続を支援

【第2】ライフステージ別の施策 ～(2)学童期・思春期～

6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり

- ① 校則の見直し
- ② 安全・安心な学校づくり(安全・安心な教育環境づくり)

▼現状と課題

- 校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであると、児童・生徒、保護者、教職員等が共通認識を持つことが必要です。
- 体罰は、いかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されていると、児童・生徒、保護者、教職員等が共通認識を持つことが必要です。

▼こども・若者の“こえ”

- みんなが暮らしやすいように学校の制服とかを女の子でもズボンが履けたり、男の子でもスカートが履けたり自由にできたらいいと思う。そういう学校が増えているけど全部の学校がそうになっているわけではないと思うからそうしてほしい。髪の毛も染めてOKに！日本の学校は見た目を揃えすぎてると思う。

▼対応方針

- 校則の検証や見直しを行う場合には、その過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていく取組を推進します。
- 体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
校則の点検や見直しをした学校の割合 (隔年調査)	96.3%	100%
教員の体罰・不適切な言動に係る懲戒処分 件数	6件	0件

6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり

① 校則の見直し

ア 校則の制定と見直し

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

各学校が教育目標の実現を目指し、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化を踏まえ、校則を制定します。

▼具体的な取組

- 各学校の実情を踏まえた学校運営協議会等での校則の妥当性の検証
- 生徒が主体的に校則の検証や見直しに関与することの推進

6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり

② 安全・安心な学校づくり(安全・安心な教育環境づくり)

ア 安全・安心な教育環境づくり

(教育委員会 教育総務課・教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

教職員による体罰や不適切な言動を根絶するため、「体罰・不適切な言動の根絶のためのガイドライン」に基づき、児童生徒の安全・安心で良好な学習環境づくりを促進します。

また、部活動を含めた学校生活全体において、教職員による体罰や不適切言動のない指導の実践を推進します。

▼具体的な取組

- 体罰や不適切な言動を根絶し、児童・生徒の人権に十分配慮した指導をするための、ガイドラインの制定
- 児童・生徒、保護者、教職員が共通認識を持って教育活動を行うためのリーフレットの作成と配布
- ガイドラインやリーフレットを活用した教職員に対する不祥事根絶研修の実施
- 生徒指導主事研修会や生徒指導地区研究協議会を通じて、生徒の人権を意識した指導の呼び掛け
- 生徒指導提要进行を踏まえた、組織による生徒指導の実践を推進
- 「人権教育の手引き」や人権教育に関する研修を通じた教職員の人権意識や人権感覚の高揚

イ 個人の尊厳を認め合う人間の育成

(教育委員会 教育政策課)

個人の尊厳を認め合う人間を育成するため、「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」を目標に、家庭、学校、社会等のあらゆる場において、人権教育の充実に努めます。

▼具体的な取組

- 人権教育における指導力向上のため、社会動向等新たな情勢も踏まえた担当者研修会の実施、「人権教育の手引き」の作成と配布
- 人権教育啓発のための指導方法の研究

【第2】ライフステージ別の施策 ～(2)学童期・思春期～

7 高校生世代への学びの継続やキャリア形成の支援

① 高校中退の予防、中退後の支援(就労支援含む)

▼現状と課題

- 高校中退の予防のためには、学校だけでなく、地域社会や家庭と連携し、包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 高校を中退したこどもが新たな道を切り開くために適切な支援が必要です。

▼こども・若者の“こえ”

- 先生や友だちに知られずにスクールカウンセラーの人に相談できたらいいなと思います。
- 高校のアンケートに本当の悩み事を書いても、先生に信じてもらえず、しばらく学校に来られなくなった子もいます。「話して大丈夫だ」という環境を大人側で作ってほしい。

▼目的

- 課題に応じて適切な支援につなげる進路支援、キャリア教育、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等、指導・相談体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携した就職支援・就学支援等のための取組を推進します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
公立高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの人数	14人	14人

7 高校生世代への学びの継続やキャリア形成の支援

① 高校中退の予防、中退後の支援(就労支援含む)

ア 教育相談体制の充実

(教育委員会 教育政策課・高校教育課・特別支援教育課)

生徒の悩み等に適切に対応するため、高校生の心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の整備・充実に努めます。

スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、いじめ、不登校などの問題を抱えた高校生に対し、その取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関のネットワークの構築等によって学校を支援します。

学校への相談以外に面接相談や電話相談など様々な相談チャンネルを設け、こども・若者が相談しやすい体制を整備していきます。

▼具体的な取組

- スクールカウンセラーを拠点校に配置し、他校へ巡回支援を実施
- スクールソーシャルワーカーを配置し、他校へ巡回支援を実施
- 専門家による相談者に寄り添った面接相談及び電話相談の実施

イ 若者への就職支援

(経済産業部 産業人材課)

幅広い求職者に対し、関係機関と連携した総合的な就職支援を実施します。

▼具体的な取組

- しずおかジョブステーションにおいてハローワーク等と連携した就職支援の実施

【第2】ライフステージ別の施策 ～(3)青年期～

1 高等教育の修学支援、高等教育の充実

- ① 高校生・大学生等の修学支援
- ② 高等教育の充実
- ③ ライフプランニング・キャリア形成支援
- ④ 生涯学習の取組の推進

▼現状と課題

- 経済的負担を理由に高等教育機関への進学を諦めることがないよう、若者の学びたい気持ちを支援する必要があります。
- 若者が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成する体系的なキャリア教育をより一層充実させる必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- 大学や専門学校で、体験(留学など)ができるように補助をしてほしい。
- 奨学金を借りて高校へ行くことも考えたが、返済が必要なのであきらめた。

▼対応方針

- 若者が家庭の経済状況等にかかわらず、高等教育機関への進学を実現できるよう支援します。
- 地域社会の発展のため、産官学の連携を強化した教育・研究機関の充実を推進します。
- 職業意識の形成や将来設計に資するキャリア教育を推進します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
農林環境専門職大学等の卒業生のうち農林業関連分野への就業者の割合	81.4%	85.0% (令和7年度)

1 高等教育の修学支援、高等教育の充実

① 高校生・大学生等の修学支援

ア 高校生・大学生の経済的負担の軽減【再掲】

(企画部 総合教育課／健康福祉部 私学振興課／経済産業部 農業ビジネス課／教育委員会 高校教育課)

誰もが経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の経済的負担を軽減することにより、意欲ある生徒・学生の学びを支えます。

▼具体的な取組

- 高等学校等就学支援金による授業料の支援
- 高等学校等奨学給付金による授業料以外の教育費の支援
- 静岡県高等学校等教育奨学金による学資金の貸付
- 遠距離通学費補助金による遠方から通学している生徒の通学費用の負担軽減
- 定時制・通信制の授業料以外の教育費の支援
- 私立高等学校等就学支援金による授業料の支援
- 私立高等学校等奨学給付金による授業料以外の教育費の支援
- 公立大学(静岡県立大学・静岡文化芸術大学・静岡県立農林環境専門職大学)の学生の経済的負担を軽減

1 高等教育の修学支援、高等教育の充実

② 高等教育の充実

ア 魅力ある高等教育の振興

(企画部 総合教育課)

高等教育機関が、高度な技術や専門的な知識を有する多様な人材を育成し、地域社会の発展に寄与していくため、産業界や地方自治体と教育機関、教育機関同士の連携を推進し、高等教育機関における教育・研究機能の充実に取り組みます。

▼具体的な取組

- 教育・研究活動のグローバルな展開、地域社会との連携強化などを支援
- 「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の大学間、企業、地方公共団体、高校等との連携事業を支援

イ 研究所と連携協定を結ぶ大学による共同研究の推進

(経済産業部 産業イノベーション推進課)

県の研究所にとっては、柔軟な発想を持つ学生が研究チームに加わることで、研究現場が活性化されるほか、研究所と大学との間で技術情報交換や人的交流が促進され、研究のレベルが向上します。

学生にとっては、大学では得られない技術の修得や研究機器の使用の他、地域産業に密着した研究現場を体験できる等、研究活動の質が向上します。

▼具体的な取組

- 県と連携協定を結ぶ大学等による共同(協力)研究
- 県研究所と大学による合同研究発表、成果展示
- インターンシップ制度による学生の受け入れ、県研究員の講師派遣等人的交流

1

高等教育の修学支援、高等教育の充実

③ ライフプランニング・キャリア形成支援

ア

工科短期大学校、浜松技術専門校における若年者訓練の実施

(経済産業部 職業能力開発課)

ものづくり技能と専門的知識を併せ持った人材を育成します。

▼具体的な取組

- 県立工科短期大学校で、時代の変化に合わせて高度化した2年制の教育・訓練を実施
- 浜松技術専門校で、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得する1年制の職業訓練を実施

イ

農林環境専門職大学の就職支援

(経済産業部 農業ビジネス課)

高度な実践力と豊かな想像力を持ち、地域社会や現場のリーダーとなり得る、農林業経営と生産のプロフェッショナルを養成する。

▼具体的な取組

- 長期間の臨地実務実習(インターンシップ)を実施
- 就職説明会の開催

1 高等教育の修学支援、高等教育の充実

④ 生涯学習の取組の推進

ア 生涯学習のための連携と情報提供

(教育委員会 社会教育課)

多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習の充実に向けた取組を進めます。

▼具体的な取組

- 行政機関・NPO・企業・大学等との連携した生涯学習講座の開設
- 生涯学習関連講座・イベントの情報を一元的に収集・発信

【第2】ライフステージ別の施策 ～(3)青年期～

2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

- ① 若者の職業能力形成・就職・経済基盤の安定支援
- ② 若者にとって魅力ある地域づくり
- ③ 女性の参画拡大

▼現状と課題

- 進学や就職の際に県外に転出し、そのまま定着する若者が多いことから、本県の企業情報や本県の魅力を継続的に発信していく必要があります。
- 若い世代、とりわけ若年女性の人口流出が続いていることから、若者や女性が活躍できる環境整備を進める必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- 地元就職する人が少ない。もっと静岡県内に若者が働きたいと思う魅力ある企業が必要だと思う。
- 県外への人口流出を防ぎ、新しく移住者も来やすい静岡県にしたい。
- 若い人材の流出を防ぐための静岡市への有名企業移転などを行なって名古屋には届かなくてももっと経済発展してほしい。難しいのはわかっているけど東京一極集中を乗り越えて経済の「地方分権」を行わないといけないのではないかな。

▼対応方針

- 経済的不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来に展望を持って生活できるよう、若者や女性が将来に希望を感じられるような魅力的な地域づくりや就労環境の整備を支援します。
- 若者が希望する職に就けるよう、県内の多様な企業の情報を県内外に広く発信します。
- 女性特有の健康課題への理解を促進し、誰もが働き続けられる職場環境整備を進めるとともに、女性の人材育成と役職者への積極的登用を促します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
しずおかジョブステーション登録者の進路決定率	32.5%	42.2% (R7年度)

2

就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

① 若者の職業能力形成・就職・経済基盤の安定支援

ア 専門的知識や技術を身に付けるための人材育成

(経済産業部 職業能力開発課・農業ビジネス課・水産振興課)

研究機関や企業、団体等と共同・連携をし、専門的知識や高度技能・技術を身に付けた地域に密着した人材を育成し、就職支援を推進します。

また、ものづくり技能と専門的知識を併せ持った人材を育成します。

▼具体的な取組

- 農林環境専門職大学で、高度な実践力と豊かな想像力を持ち、地域社会や現場のリーダーとなり得る、農林業経営と生産のプロフェッショナルを養成するため、長期間の臨地実務実習(インターンシップ)を実施
- 県立工科短期大学校で、時代の変化に合わせて高度化した2年制の教育・訓練を実施
- 浜松技術専門校で、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得する1年制の職業訓練を実施
- 漁業高等学園で、県内漁業の担い手として、全国の15～30歳の若年層を対象に、1年間の全寮制により実践的な教育の実施

イ 就職支援・マッチングの推進

(経済産業部 産業人材課・林業振興課／健康福祉部 介護保険課・こども未来課)

就職促進のために、求人・求職間のマッチングの機会を設け、円滑な就業と確実な定着を図るとともに、関係機関と連携した総合的な就職支援を実施します。

学生や若い社会人に対し、SNS等を活用した情報発信を行うとともに、県内企業とのマッチングを支援します。

▼具体的な取組

- しずおかジョブステーションにおけるハローワーク等と連携した就職支援の実施
- しずおか就職net での県内企業情報の発信をはじめ、SNSやふじのくにパスポートHP等を活用し県内企業情報、就職イベント情報、くらしの魅力などを発信
- Uターン就職を希望する若者を支援するため、首都圏に静岡Uターン就職サポートセンターを設置し就職を支援するとともに、県外大学との就職支援協定を締結
- 中小企業等が従業員の奨学金返還に要した経費を市町(政令市除く)と県が支援
- 福祉現場への人材供給促進のためのハローワークでの出張相談や、就職ガイダンス、就職&進学フェアの開催
- 福祉職場への人材供給を促進するため、求人・求職間のマッチングを行う「キャリア支援専門員」を配置
- しずおか保育士・保育所支援センターを活用した保育士の魅力発信
- 林業会社と就業希望者とのマッチングの機会等を設けるための就業相談会の開催

ウ 非正規雇用対策・非正規労働の正規化

(経済産業部 産業人材課)

幅広い求職者に対し、関係機関と連携した総合的な就職支援を実施します。

▼具体的な取組

- しずおかジョブステーションにおいてハローワーク等と連携した就職支援を実施

2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

② 若者にとって魅力ある地域づくり

ア 移住・就業支援の推進

(くらし・環境部 企画政策課)

東京圏等からの移住(U I Jターン)の促進を図るため、本県の魅力を積極的に情報発信するとともに、移住希望者への相談対応や地域の受入態勢の充実に取り組みます。

▼具体的な取組

- 暮らしや仕事など移住に係る相談に対応する移住・就職相談窓口を東京都内に設置
- 移住ウェブサイト「ゆとりすと静岡」や首都圏での移住相談会開催による情報発信
- 市町・関係団体等による「ふじのくにに住みかえる推進本部」の設置による受入態勢強化
- 国庫補助(移住・就業支援金制度)を活用した東京圏からの移住促進(～令和9年度末予定)

イ 若者や女性が働きたいと思う企業の誘致

(経済産業部 企業立地推進課)

若者や女性の県内での就業拡大に向け、人気が高いICT やデザイン・コンサル等のサービス関連企業を誘致します。

▼具体的な取組

- HP「SHIZUKURU」「サテライトオフィスしずおか」、首都圏でのセミナー開催による情報発信
- 誘致対象企業のリスト化、東京事務所への企業誘致専任員の配置等による企業誘致活動
- 物件賃借料、通信料等の拠点開設に係る費用への助成

2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

③ 女性の参画拡大

ア フェムテックによる女性活躍の推進

(くらし・環境部 男女共同参画課)

女性特有の健康課題への理解を促進し、誰もが働き続けられる職場環境の整備を進めます。

▼具体的な取組

- 女性特有の健康課題への理解を促進する企業での研修の実施
- 企業におけるフェムテックの導入支援や効果検証を実施

イ 女性役職者の育成

(経済産業部 産業人材課)

雇用の場における女性自身の意識や能力の向上を図るとともに、女性の人材育成と役職者への積極的登用を促すため、女性役職候補者や経営者・上司向けセミナーを開催します。

▼具体的な取組

- 女性管理職候補者向け、女性管理職向け、女性部下を持つ上司・経営者等向けの3コースのセミナーを実施

【第2】ライフステージ別の施策 ～(3)青年期～

3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ① 市町等と連携した結婚支援の推進
- ② 結婚新生活にかかる経済的負担の軽減

▼現状と課題

- 結婚や家庭を築くことに対する若者の意識や価値観の多様化に寄り添い、一人ひとりの様々な選択を応援する社会が求められています。
- 結婚希望者に対する行政支援施策の実施には、6割以上が賛成しており、支援施策として期待されることは、第一に経済的支援、次いで公的な結婚支援センターの運営となっています。

▼こども・若者の“こえ”

- 出会いの場を増やして、いい人と結ばれるようにしたい。
- 結婚相談所などよりもワークショップなどカジュアルな出会いが欲しい。
- 仕事をしていると仕事の忙しさで出会いを求める時間もない。公的に結婚に関するパーティー等、開いてもらえると参加しやすい気がする。

▼対応方針

- 若い世代の結婚に伴う新生活を経済的に支援します。
- 結婚を望む人がその希望をかなえることができるよう、市町や民間企業等と連携し、安全・安心な出会いの機会を提供します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値
ふじのくに出会いサポートセンター 成婚件数	30件	毎年度30件

3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

① 市町等と連携した結婚支援の推進

ア 結婚支援体制の強化

(健康福祉部 こども政策課)

結婚を望む男女が着実にその歩みを進め、家庭を築いていくことができるよう、市町や企業等と連携し、継続的、広域的に結婚を支援するための仕組みを構築します。

▼具体的な取組

- 県と県内35市町で構成する「ふじのくに結婚応援協議会」が主体となり、県全体で結婚支援体制を強化

イ 結婚支援センター・マッチングシステムの運営

(健康福祉部 こども政策課)

県と県内35市町が連携して運営する公的な結婚支援拠点「ふじのくに出会いサポートセンター」において、静岡県内で結婚し、家庭を築きたいと望む男女に対し、安全・安心な出会いの機会を提供します。

▼具体的な取組

- ビッグデータを活用したマッチングシステムの運用や、相談員による婚活相談・ライフデザイン相談等を実施
- 会員の活動を後押しするため県内各地で婚活イベントを開催
- 婚活スキルアップセミナーや各種相談会等の実施

ウ 出会いの機会づくりの推進

(健康福祉部 こども政策課)

「ふじのくに出会いサポートセンター」に結婚支援コンシェルジュを配置し、市町や企業・団体等における出会いの機会づくりの取組を支援することで、各地域における結婚支援を促進します。

▼具体的な取組

- 市町における結婚支援の取組を技術面・情報面で支援
- 市町や企業・団体等が主催する婚活イベント等の運営支援と連携体制の構築
- 市町等における結婚支援の取組の集約と一元的な情報提供の実施

3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

② 結婚新生活にかかる経済的負担の軽減

ア 結婚新生活の支援

(健康福祉部 こども政策課)

結婚に伴う新生活を経済的に支援します。

▼具体的な取組

- こども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、新婚世帯を対象に、市町と連携して新生活のスタートアップに係る経済的支援(家賃、引越し費用等を補助)を実施

【第2】ライフステージ別の施策 ～(3)青年期～

4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ① ニート・ひきこもりへの支援
- ② 相談体制の充実

▼現状と課題

- ニート、ひきこもり等の困難な状況にあるこども・若者やその家族に対する相談等の支援を充実させるため、公的支援機関や民間支援団体、医療機関等との連携強化を図る必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- なぜひきこもりになったのか話せたらいい未来になりそう。
- なにかトラブルがあったときに、より相談しやすい環境を作っていほしい。もしトラブルがおきたとしても、相談しづらくなっている。
- 言いづらい子もいると思うから匿名でのお悩み相談とかもできたらたくさんのこどもが過ごしやすくなると思います！

▼対応方針

- ひきこもり状態にある本人やその家族の相談支援を行うとともに、支援に携わる人材育成、各市町の支援体制構築の後方支援や、各市町や関係機関との連携強化を図ります。
- 就職活動に困難を有する求職者に対し、関係機関と連携しながらきめ細かな支援に取り組めます。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5 年度)	目標値 (R11 年度)
【再掲】「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数	1,515件	毎年度1,250件
ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数	968人	1,150人 (R7 年度)

4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

① ニート・ひきこもりへの支援

ア 支援体制の構築【再掲】

(教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

困難を有するこども・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制「子ども・若者支援ネットワーク」を構成します。

児童生徒自身が、1人1台端末等を活用して、個々に抱える悩みに対応する相談窓口を把握できるシステムを構築し、悩みを抱えるこどもたちを適切な窓口につなげます。

▼具体的な取組

- 困難を有するこども・若者及びその家族を支援する機関相互の連携及び情報交換の実施
- 困難を有するこども・若者及びその家族を支援するための合同相談会の開催
- ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有するこども・若者やその家族の支援に関わる県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレット「ふじのくにi（アイ）マップ」の公開
- 「なやみ相談ナビ『はなそっと』」の開設及び相談窓口の担当者間で共有するための「関係機関リスト」を作成

イ 卒業後の相談体制の充実

(教育委員会 特別支援教育課)

卒業後に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を目指します。

▼具体的な取組

- 相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知
- 進路指導連絡協議会等で関係機関とのネットワークへの理解を深めたり、情報交換の場を設置

ウ ひきこもり支援体制の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

ひきこもり等に相談対応できる支援体制の充実を図ります。

▼具体的な取組

- ひきこもり支援センターを運営し、ひきこもり状態にある人やその家族からの相談に対応
- ひきこもり状態にある人が自宅以外で安心して過ごせる「居場所」を増やし、相談者の状況に応じて段階的に支援
- 市町の支援体制の向上を図るため、市町の課題に応じたアドバイザー派遣等による支援を実施

エ 関係機関と連携した就職支援

(経済産業部 産業人材課)

幅広い求職者に対し、関係機関と連携した総合的な就職支援を実施します。

▼具体的な取組

- しずおかジョブステーションにおいてハローワーク等と連携した就職支援を実施

4

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

② 相談体制の充実

ア 切れ目ない相談支援体制の構築

(教育委員会 社会教育課)

福祉や医療等の関係機関・団体等と連携し、こども・若者や子育て当事者への支援強化体制を構築します。

▼具体的な取組

- 困難な状況にあるこども・若者等を、適切な相談機関へと繋げることができる体制の構築
- 相談機関連絡会議を定期的を開催し、県内の相談機関の状況を把握するとともに、相談機関同士の情報交換等を実施

イ 電話相談や窓口周知による支援体制の強化

(健康福祉部 障害福祉課)

若年層の自殺対策やひきこもり対策等を推進するため、電話相談や窓口周知による支援体制の強化を図ります。

▼具体的な取組

- 若年層がいつでも心の悩みを相談できるよう24時間365日対応可能な電話相談窓口を設置
- ひきこもり支援センターを精神保健福祉センター及び各健康福祉センターに設置し、電話相談、来所相談等を実施
- インターネット上で自殺手段等、自殺に関する情報を検索する若者に向けて、検索連動型広告を活用して窓口を周知

ウ SNS 悩み相談窓口の設置

(健康福祉部 障害福祉課)

若年層の利用が多いSNSを活用した相談体制を構築します。

▼具体的な取組

- 若者が相談しやすいよう、年間を通じてLINE相談窓口を設置

エ 女性・男性相談、性のあり方相談

(くらし・環境部 男女共同参画課)

自分の生き方、こどもや家族・家庭・パートナーとの問題、仕事や健康の悩みなど、悩んでいる相談者に対し、相談者自身がより良い解決策を見出すことを目的に支援を実施します。

また、性的マイノリティが抱える生きづらさや生活の様々な場面での困難を解消するための支援を実施します。

▼具体的な取組

- 女性スタッフによる女性相談体制の整備(あざれあ女性電話相談、しずおか女性相談チャット)
- 男性スタッフによる男性相談体制の整備(あざれあ男性電話相談)
- 性のあり方に関する悩みや困りごとに対する専門相談員による相談体制の整備(LGBT電話相談)

オ 児童虐待等相談窓口の設置【再掲】

(健康福祉部 こども家庭課)

児童虐待を未然に防止するため、こども本人や子育てに悩みを抱える保護者等を対象とした相談窓口を設置します。

▼具体的な取組

- 家族の悩みを抱えるこどもや子育ての悩みを抱える保護者等の相談に対応するため、SNSや電話による相談窓口を設置

【第3】子育て当事者への支援に関する施策

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ① 成長段階に応じた切れ目のない負担の軽減
- ② 子育て世帯への経済的支援・医療費等の負担軽減

▼現状と課題

- 「少子化に関する県民意識調査(令和6年)」によると、既婚者が理想とすることどもの数の平均は2.35人、実際に持つ予定のこどもの数の平均は2.13人となっており、予定こども数が理想こども数を下回っていることから、理想とする数のこどもを生み育てることができる環境の整備が求められています。
- 育児に係る経済的負担の大きさが、理想のこども数を持てない主な理由の一つとなっています。

▼こども・若者の“こえ”

- こどもや子育て世代の支援が手厚くなるのはありがたい。夫婦ともに正社員として働いているが、それでもこどもを持つことへの経済的な不安が大きい。
- 出産費用、子育てにかかる費用の助成、不妊治療費用の助成をしてほしい。とにかく経済面への不安を少しでも減らすことが不可欠だと思います。

▼対応方針

- 幼児期から高等教育段階まで、切れ目のない経済的負担の軽減を実施します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 成長段階に応じた切れ目のない負担の軽減

ア 幼保無償化の着実な実施

(健康福祉部 こども未来課)

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料を一部無償化します。

▼具体的な取組

- 保育所等を利用する3歳から5歳児クラスの全てのこども、0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化
- 住民税非課税世帯除く、0歳から2歳児クラスまでのこどもについて、保育所等を利用する最年長のこどもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は保育料を無償化

イ 義務教育の負担軽減

(健教育委員会 義務教育課・健康体育課)

経済的理由によって就学困難な児童生徒に対して、学用品や修学旅行費、医療費、学校給食費等の援助を行います。

▼具体的な取組

- 経済的理由による就学困難な児童生徒に援助する市町に対する助成

ウ 高校生・大学生の経済的負担の軽減【再掲】

(企画部 総合教育課／健康福祉部 私学振興課／経済産業部 農業ビジネス課／教育委員会 高校教育課)

誰もが経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の経済的負担を軽減することにより、意欲ある生徒・学生の学びを支えます。

▼具体的な取組

- 高等学校等就学支援金による授業料の支援
- 高等学校等奨学給付金による授業料以外の教育費の支援
- 静岡県高等学校等教育奨学金による学資金の貸付
- 遠距離通学費補助金による遠方から通学している生徒の通学費用の負担軽減
- 定時制・通信制の授業料以外の教育費の支援
- 私立高等学校等就学支援金による授業料の支援
- 私立高等学校等奨学給付金による授業料以外の教育費の支援
- 公立大学(静岡県立大学・静岡文化芸術大学・静岡県立農林環境専門職大学)の学生の経済的負担を軽減

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

② 子育て世帯への経済的支援・医療費等の負担軽減

ア 児童手当の支給

(健康福祉部 こども未来課)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している者に児童手当制度による支援をします。

▼具体的な取組

- 児童手当の支給を行う市町を支援

イ 医療費の負担軽減

(健康福祉部 こども家庭課)

こどもの疾病を早期に発見し適切な治療を受けさせ、もって疾病の慢性化予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図ります。

▼具体的な取組

- こども医療費助成を実施する市町を支援
- ひとり親家庭に対する医療費助成を実施する市町を支援

【第3】子育て当事者への支援に関する施策

2 地域における子育て支援、家庭教育支援

- ① 地域の実情に応じた支援の充実
- ② 家庭教育支援・人づくりの推進
- ③ 相談窓口の設置

▼現状と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立化などにより、子育てに関する負担や不安感が増加しているため、社会全体で子育て家庭を応援していく必要があります。
- 子育てに悩みを抱える保護者等が相談できる体制の整備が求められています。

▼こども・若者の“こえ”

- 出産後も自宅で過ごせない方には、こどもと母親がゆっくりすごせる施設など整備が必要だと思う。祖父母に頼れない、夫のサポートが受けられない方もいると思う。
- 子育て支援センターがもっと増えれば良いなと思います。もし自分が親になったときのことを考えると、そういう支援センターがあれば少しの時間でも子育てから解放されることができ、気持ちが楽になるのではないかなと思うからです。
- 地域の方(高齢者)と、こどもを繋げて欲しい。

▼対応方針

- 市町と連携し、地域の実情に応じた取組を促進することにより、こどもや子育てを応援する活動に取り組む人や団体を増やします。
- 子育てに悩みを抱える保護者等を対象とした相談窓口を設置します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
子育て未来マイスターが在籍している 地域子育て支援拠点の割合	53.1%	100%
こども家庭センター設置市町数	19市町 (R 6年度)	33市町
保護者向けの家庭教育支援活動を実施した園・学校の割合	80.5%	毎年度80%
人づくり地域懇談会参加者数	22,835人	毎年度20,000 人

2 地域における子育て支援、家庭教育支援

① 地域の実情に応じた支援の充実

ア 地域子育て支援拠点の充実

(健康福祉部 こども未来課)

地域において子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の運営を支援することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。

▼具体的な取組

- 地域子育て支援拠点事業を実施する市町を支援
- 地域子育て支援拠点で従事する人材を養成する研修及び子育て未来マイスターの養成等、従事する職員の資質向上のための研修を実施

イ こども家庭センター設置の推進

(健康福祉部 こども家庭課)

妊産婦、こどもやその家庭に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、市町における「こども家庭センター」の設置を推進します。

▼具体的な取組

- こども家庭センターの職員配置や組織体制の整備に関する助言等、こども家庭センター設置にむけた支援を実施
- こども家庭センター配置職員の専門性の向上等、人材育成を目的とした研修を実施

ウ 地域における相互援助活動の推進

(健康福祉部 こども未来課)

こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うファミリー・サポート・センターの運営を支援することにより、地域における育児の相互援助活動を推進します。

▼具体的な取組

- ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町を支援
- 地域で子育て支援を行うファミリー・サポート・センターアドバイザーの資質向上のための研修を実施

エ シニア世代とこどもの交流促進

(健康福祉部 福祉長寿政策課)

社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、高齢者がこれまで培った特技や技術を伝承する活動、昔遊びなどを通して高齢者とこどもとの交流を促進します。

▼具体的な取組

- 昔遊び、見守り活動、伝承活動、食育・スポーツ・子ども支援拠点での交流を実施
- 各市町老人クラブ連合会等が実施するふじさんっこ応援隊活動のインターネットサイトを用いた広報の支援

2 地域における子育て支援、家庭教育支援

② 家庭教育支援・人づくりの推進

ア 家庭教育支援の推進

(教育委員会 社会教育課)

身近な地域において家庭教育を支援する家庭教育支援員を養成するとともに、各市町における家庭教育支援活動の核となる家庭教育支援チームの活動を支援します。

▼具体的な取組

- 家庭教育支援員の養成及び資質向上のための研修会の開催
- 市町の家庭教育支援チームの活動支援
- 「企業内家庭教育講座」の開催

イ 人づくりの推進

(企画部 総合教育課)

人づくり推進員による家庭や地域における人づくりへの助言等を通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動の促進を図ります。

▼具体的な取組

- 幼稚園や小学校の保護者や地域の方々を対象にした人づくり地域懇談会へ、子育て支援等の活動に取り組む人づくり推進員を派遣し、家庭や地域における人づくりへの助言等を実施
- 人づくり推進員の資質向上を目的とした研修会等を開催するとともに、県内学校や公民館等へ「人づくりニュースレター」を配布し、県民の人づくり実践活動を促進

2

地域における子育て支援、家庭教育支援

③ 相談窓口の設置

ア 児童虐待等相談窓口の設置【再掲】

(健康福祉部 こども家庭課)

児童虐待を未然に防止するため、こども本人や子育てに悩みを抱える保護者等を対象とした相談窓口を設置します。

▼具体的な取組

- 家族の悩みを抱えるこどもや子育ての悩みを抱える保護者等の相談に対応するため、SNSや電話による相談窓口を設置

【第3】子育て当事者への支援に関する施策

3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大

- ① 共働き・共育ての推進
- ② 女性活躍の推進

▼現状と課題

- 働く人それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現のため、長時間労働の是正やライフステージに応じた多様で柔軟な働き方に向けた環境整備が求められています。
- 静岡県「少子化に関する県民意識調査(令和6年)」によると、職場に求める出産・子育て支援制度と実際に利用できる制度との差が最も大きいのは、柔軟な勤務制度(フレックスタイム、時差勤務、短時間勤務)となっており、利用希望が叶わない職場が多いという実態があります。
- また、18～34歳の独身女性の理想とするライフコースは「結婚し、こどもを持っても仕事を続ける(両立コース)」が最多となっていますが、実際になりそうなライフコースは「結婚せず、仕事を続ける(非婚就業コース)」が最多となっています。
- 家事・育児に関する負担は未だ女性に重くのしかかっていることから、男性の家事・育児への参画を促進する必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- 会社などで育休をとる時、子育てに偏見を持つ人たちがいて周りから変な目で見られることがあるらしいから、子育ての大変さを広めたりして、育休取得に理解ある人が増えるような活動があるといいと思う。現状男性の育休取得率が低いから、特に男性の育休取得を後押しすれば子育てがしやすくなると思う。
- 母が育児・家事・仕事をしていて、父は仕事しかしていないように見えます。だから、父親や男性がもっと積極的に干渉することが必要なんじゃないかと思いました。
- 働きやすい環境を整備した企業への補助や週4日勤務の啓発。
- 学生の頃は20代前半から半ばで結婚し、30歳になるまでには2人か3人の子を持ちたいと考えていましたが、キャリアや収入を考えると不可能で、実際は30代前半で子を持てればいいなといった様子です。出産・育児だけでなく、妊活・不妊治療ともキャリアが両立できるようになってほしいです。

▼対応方針

- 経営者層の意識改革を図り、子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを推進します。
- ワーク・ライフ・バランスを実現するため、ライフステージや価値観に応じた多様な働き方を提供できる企業を増やします。
- 男女共同参画意識を高め、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5 年度)	目標値 (R11 年度)
一般労働者の年間総実労働時間 (5人以上事業所)	1,984時間	2,006時間以下 (R7年度)
男性の育児休業取得率	27.8%	78.0%
仕事と子育て・介護との両立支援・ 職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合	90.3%	95.0% (R7 年度)
事業所の管理職に占める女性の割合	係長 22.3% 課長 16.4% 部長 13.8%	係長 30% 課長 18% 部長 12% (R7年度)

3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大

① 共働き・共育ての推進

ア 子育てに優しい職場環境づくりの推進

(健康福祉部 こども政策課／経済産業部 産業人材課)

子育てに優しい職場環境づくりを推進するため、こどもや子育て家庭を支援する企業による活動を後押しするとともに、企業の経営者や管理職等に対して、仕事と生活の調和への意識啓発を行います。

また、企業において、部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援するイクボスの育成により、男性の育児休業の取得を促進します。

▼具体的な取組

- 静岡県次世代育成支援企業認証「こうのとりカンパニー」の取得促進
- 企業の経営者や管理職等を対象とした研修の実施
- 県内企業に対し、「くるみん」認定取得に特化した伴走支援を実施

イ 誰もがいきいきと働ける環境づくり

(企画部 知事政策課／経済産業部 産業人材課)

多様な人材の活躍推進や、多様な働き方の導入に取り組む県内企業を支援し、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。

インターネットを介して、自宅等で全国の仕事を受注でき、育児・介護等の隙間時間に働けるなど、時間や場所に縛られない働き方が可能な「クラウドワーク・サービス」の利活用促進を図り、子育てと両立できる自由な働き方の実現を促進します。

▼具体的な取組

- ダイバーシティ経営を実践し、他の模範となる企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業表彰」を実施し、好事例を横展開
- 経営者向けのダイバーシティ経営導入促進セミナーを実施
- 県内企業に対し、多様な人材の活躍推進や、多様な働き方の導入を推進するための巡回訪問やアドバイザー派遣を実施
- クラウドワーク・サービスを活用した「新しい働き方」を普及啓発するためのセミナーを開催

- ワーカーの仕事スキルの養成を目的としたスキルアップ講座の開催
- 特設サイトでの仕事紹介や、相談窓口の設置により、ワーカーの仕事受注を支援

ウ 男性の家事・育児時間の拡大

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども政策課)

女性の仕事と家事・育児の二重負担、男性の固定的な性別役割分担意識の解消のため、男性の家事・育児への主体的な参加を促します。

また、父親の子育て参加の重要性を啓発するとともに、父と子のふれあいの機会を創出することにより、父親の子育て参加を促進します。

▼具体的な取組

- 事業所の若手社員や管理職等を対象に「男性の家事・育児参加促進講座」を実施
- 遊びを通じて父親の子育て参加を促すイベントを子ども会と連携して実施
- 静岡県版父子手帳(さんきゅうパパになろう！シェアワセBOOK)を市町と連携して配布し、男性の家事・育児への参画を促進
- 男性の育児休業取得期間の長期化を促進するため、経済的支援(応援手当)を実施

3 共働き・共育への推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大

② 女性活躍の推進

ア 女性の職域拡大・役職者の育成

(くらし・環境部 男女共同参画課／経済産業部 産業人材課)

女性の人材育成と役職者への積極的登用を促すため、雇用の場における女性自身の意識や能力の向上を図るとともに、女性活躍推進に関する社会的機運の醸成を目指します。

▼具体的な取組

- 様々な分野で活躍する女性が意見交換等を通じて、自身の活動意欲の向上や女性活躍推進に関する社会的機運の醸成を目指す「さくや姫交流会」を実施
- 女性管理職候補者向け、女性管理職向け、女性部下を持つ上司・経営者等向けの3コースのセミナーを実施
- ダイバーシティ経営を実践し、他の模範となる企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業表彰」を実施し、好事例を横展開

イ 女性活躍のための職場環境づくり

(くらし・環境部 男女共同参画課)

女性特有の健康課題への理解を促進し、誰もが働きやすく、働き続けられる職場環境の整備を拡大します。

▼具体的な取組

- 女性特有の健康課題への理解を促進する企業での研修の実施
- 企業におけるフェムテックの導入支援や効果検証を実施

【第3】子育て当事者への支援に関する施策

4 ひとり親家庭への支援

- ① 就業支援
- ② 経済的支援
- ③ こども・子育て・生活支援
- ④ 安心につながる支援

▼現状と課題

- ひとり親家庭の貧困率は 44.5%であり、依然として深刻な状況であり、ひとり親世帯の自立を支援する必要があります。
- ひとり親家庭のこどもが経済的な理由等により進学を諦めることがないような支援が必要です。
- 仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は「時間の貧困」にも陥りやすいことから、親子で心穏やかに過ごす時間を持つための支援が必要です。
- 離婚後のこどもの養育に関して、養育費の履行確保や安全・安心な親子交流の実現が必要です(令和6年改正民法)

▼こども・若者の“こえ”

- ひとり親家庭の問題を変えたいと思います。お金の問題や仕事の問題など実際に静岡に住んでいて住みやすいとは感じにくいです。
- 子育てのしやすい制度を増やすこと。特にひとり親家庭などを助ける制度を増やしてほしいです。

▼対応方針

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援等に取り組みます。
- ひとり親家庭に対して、利用可能な制度や支援に関する情報をプッシュ型で提供します。
- 養育費の取決め促進を図ります。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度の割合	59% (R 6年度)	90%
【再掲】ひとり親サポートセンターによる就職率	32.1%	55.0%
ひとり親あんしんLINEの登録者数	3,089人	6,800人
養育費の取決めをした人の割合	59.6%	70%

4 ひとり親家庭への支援

① 就業支援

ア 関係機関が連携した就業支援

(健康福祉部 こども家庭課)

事業主の理解を図りながら求人開拓を行うとともに、関係機関が連携して就業支援を実施します。

▼具体的な取組

- ひとり親サポートセンター、しずおかジョブステーション、ハローワーク等関係機関との連携による就業相談や職業紹介の実施
- ひとり親サポートセンターの求人開拓員による事業主への理解促進と求人開拓の実施
- 就業に向けた資格取得や技能習得の支援

4 ひとり親家庭への支援

② 経済的支援

ア 困窮している世帯への経済的支援

(くらし・環境部 公営住宅課／健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親世帯に対して、各種支援制度の周知に努め、手当の支給や福祉資金の貸付け等を適切に実施します。

▼具体的な取組

- 児童を監護する父、母又は養育者に対する児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金による子の修学資金等の貸付
- ひとり親家庭に対する医療費助成を実施する市町への支援
- ひとり親家庭のこどもの小学校入学時の学用品購入費用を助成する市町への支援
- ひとり親家庭が県営住宅に入居する際の倍率優遇制度の実施

4 ひとり親家庭への支援

③ こども・子育て・生活支援

ア こどもの育ちと子育て支援

(健康福祉部 こども家庭課)

仕事と子育てを両立するための支援や地域の居場所づくりの支援を実施します。

▼具体的な取組

- ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町への支援
- 家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等への家庭生活支援員の派遣
- ふるさと納税等の寄附金を活用したこどもの居場所づくりの促進
- クラウドファンディング型こどもの居場所づくりプロジェクトによるこどもの居場所の活動拡大の支援

イ 養育費確保等の支援

(健康福祉部 こども家庭課)

離婚したひとり親家庭のこどもにとって重要な養育費の取決め等の促進を図ります。

▼具体的な取組

- ひとり親サポートセンターによる養育費等に関する相談や弁護士による無料相談の実施
- 離婚協議中の親等を対象としたセミナーの開催
- 市町窓口担当者等を対象とした養育費及び親子交流に関する研修会の開催
- 確実な履行につながる公正証書による取決めや、家庭裁判所への調停申立て等に要する費用の助成
- ひとり親サポートセンターを介した安全・安心な親子交流支援の実施

4 ひとり親家庭への支援

④ 安心につながる支援

ア ひとり親家庭への相談・情報提供支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親家庭等へのワンストップ相談、プッシュ型の支援に関する情報提供を行います。

▼具体的な取組

- ひとり親サポートセンターにおける就業相談、生活相談、養育費の取り決めに関する相談等の実施
- ひとり親LINE相談の登録者へプッシュ型の情報発信